

見附市 I C T 推進計画

(官民データ活用推進計画)

(自治体 D X 推進計画)

令和 3 年 9 月 ver1.0 策定

令和 6 年 10 月 ver1.4 改定

見附市

目次

第1章 計画書策定の背景と位置付け	4
1 計画策定の趣旨	4
2 計画の位置づけ	5
3 計画の期間	5
4 基本理念及び施策体系	6
5 計画推進の視点	8
(1) 最新のICTの活用	8
(2) 官民データ活用推進基本法への対応	8
(3) 自治体DX推進計画への対応	10
(4) 情報セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保	12
第2章 推進体制の構築	13
1 組織体制の整備	13
2 計画的な取組み（進行管理）	15
第3章 ICTを取り巻く現状と課題	16
1 見附市におけるこれまでの情報化推進について	16
2 国の戦略や法整備	19
3 近年の情報化の動向	21
4 アンケート結果・市民の意識	22
5 ICT活用に向けた見附市の課題と方向性	29
第4章 個別施策	31
1 基本的な考え方	31
【基本施策1】市民サービス・利便性の向上を図ります	31
【基本施策2】行政事務の効率化を図ります	31
【基本施策3】市民誰もが安心して利用できるデジタル社会の形成を推進します	31
2 「具体的な取組み」について	32
参考資料 用語説明	62

第1章 計画書策定の背景と位置付け

1 計画策定の趣旨

令和2年度に策定した『第5次総合計画後期基本計画』及び『第2期見附市総合戦略』の視点の一つにある「Society5.0¹の実現」の考えから、経済的発展と社会的課題の解決を両立し、人々が質の高い生活を送ることができるようデジタルテクノロジーを積極的に活用する必要があります。デジタルテクノロジーの活用は、人間が行ってきた作業が全てデジタルテクノロジーに奪われていくものではなく、人間でなくてもできることや、人間よりも効果を発揮する部分をデジタルテクノロジーに任せることで、新たな価値の創出や人と人との交流など、人間にしかできないことに注力していくための手段だと考えています。この考えのもとに、誰もが人間としての幸せを実現できる、デジタルテクノロジーを活用した人間中心の社会「Society5.0」の実現を目指し、様々な政策分野において、デジタルテクノロジーを積極的に活用することとしています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、テレワークやリモート会議、スマートフォンアプリの活用などのデジタルテクノロジーの活用が急速に広がりました。このほか、人口知能（AI）や第5世代移動通信システム（5G²）など先端技術の開発や実証実験が様々な分野で行われています。併せてデジタル化を推進するニーズの高まりもみられており、デジタルテクノロジーの活用は地方部と都市部の生活利便性や地理的要因の格差を無くす有効な手段であると考えられます。

これらのことから、①市民サービスの向上、②事務の効率化や経費削減、③情報セキュリティの向上、④情報の共有化・透明化などを図るため、ICT³を活用した行政事務の推進を計画的に取り組むことを目的としています。

¹ 狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続くわが国が目指すべき未来社会の姿として提唱されたもの。ICTを最大限活用し、新たな価値創出に取り組む社会。

² 携帯電話等の通信において、現在の第4世代移動通信システム（4G）の約1,000倍の高速大容量の通信速度を持つ次世代の移動通信システム。

³ Information and Communications Technology（情報通信技術）の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指す。かつてはIT（情報技術）と呼ばれていたが、コミュニケーションの比重が大きくなった近年ではICTという言い方が定着している。

2 計画の位置づけ

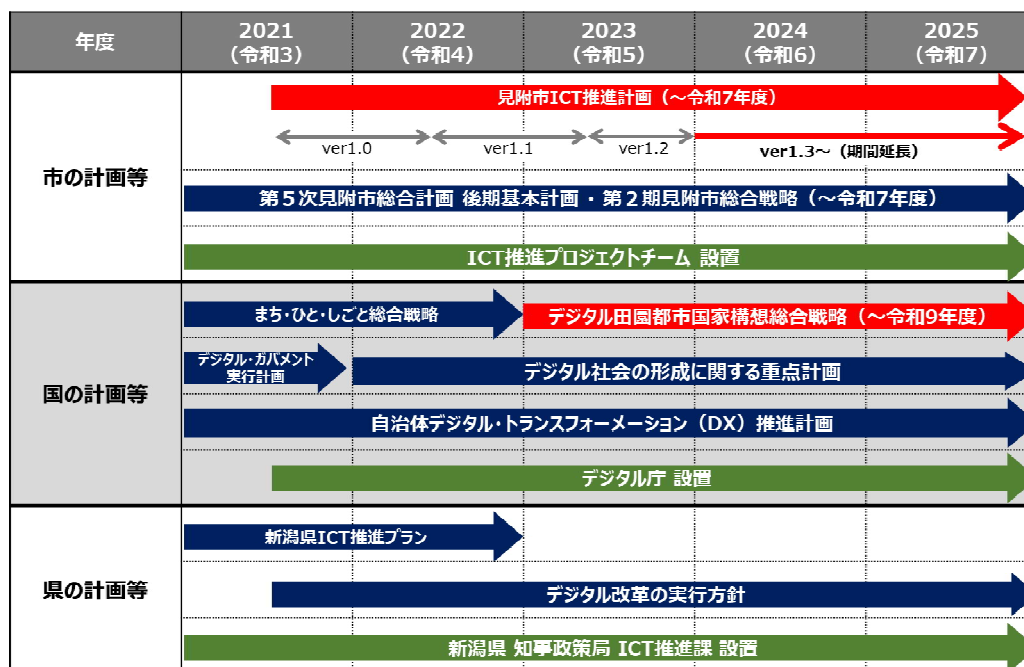
本計画は、「第5次見附市総合計画後期基本計画」の下位計画に位置付けるとともに、市が
目指している都市の将来像の実現に向け、ICTを活用することにより、情報化に関する重点
施策の取組みを、総合的かつ計画的に推進するため、具体的な施策を定め、次のとおり位置付
けます。

- ①官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第9条第3項の規定する「市町村官
民データ活用推進計画」として位置付けます。
- ②「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年改定版）（令和5年6月閣議決定）」が示
す方向性を踏まえ、本市が推進すべき方針として位置付けます。
- ③総務省「自治体DX⁴推進計画【第3.0版】（令和6年4月改定版）」が示す取組み事項を本市
で具体化するための方針として位置付けます。

3 計画の期間

本計画の期間は、急速に発展するデジタル化に迅速に対応するため、令和3（2021）年10
月から令和7（2025）年度までの4年6カ月の計画とします。その後は必要に応じて更新しま
す。

また、この計画期間は、「第5次見附市総合計画後期基本計画」（令和3年度～令和7年度）、
及び総務省「自治体DX推進計画」（令和3年1月～令和7年度）の計画期間を考慮していま
す。



見附市ICT推進計画と関連計画の期間について

⁴ Digital Transformation（デジタルトランスフォーメーション）の略。デジタル技術の導入と浸透により企業や行政などの組織や活動、あるいは社会の仕組みや在り方、人々の暮らしなどが根本的に変革すること。

4 基本理念及び施策体系

【基本理念】

『ICTにより生活の豊かさを実感でき、快適に暮らせる
SWC × デジタル未来社会のまちづくり』

ICT推進は、単に行政改革の一環だけでなく、日常生活のICT化によって見えてくるデジタル未来社会を創造します。これは国全体と地方自治体の変革を通して、人々が距離、時間、場所といった物理的な制約を超えて様々なサービスを享受でき、人々の多様な幸せの実現を目指すものです。

また、「スマートウェルネスみつけの実現」を市の将来像として掲げています。人々が健康で、かつ、生きがいを持ち、安全安心で豊かな生活を送れる状態を「健幸（けんこう）＝ウェルネス」と呼び、便利さだけを追求しすぎない生活、地域への貢献や人との関わりを楽しむ気持ちなど、新しい価値観を享受し、健康に関心がうすい市民でも自然と健康になれるハード整備や仕組みづくりを行ってきました。

これまでのSWC⁵の考えとデジタル社会を融合させ、『ICTにより生活の豊かさを実感でき、快適に暮らせるSWC × デジタル未来社会のまちづくり』を目指します。

⁵ Smart Wellness City（スマートウェルネスシティ）の略。我が国が直面する超高齢・人口減少社会によって生じる様々な課題を克服するため、「健幸（身体面の健康だけではなく、人々が生きがいを感じ、安心して豊かな生活を送れる状態）」をこれからのまちづくりの基本に据えた政策を連携しながら実行する、持続可能な新しい都市モデルのこと。

【施策体系】

この基本理念をもとに、ICTを推進するための基本施策と具体的な取組みを整理し、施策体系を次の通りとします。なお、基本施策と具体的な取組みの詳細は、第4章「個別施策」に基本的な考えを記述します。

基本理念	基本施策	具体的な取組み
ICTにより生活の豊かさを 実感でき、快適に暮らせる SWC×デジタル未来社会 のまちづくり	1 市民サービス・ 利便性の向上を図ります	1 各種行政手続きや通知のオンライン化・電子化の推進 2 窓口業務におけるデジタル化推進による手続きの簡素化・滞在時間の短縮 3 マイナンバーカードの活用による新たな市民サービスの提供と普及促進 4 キャッシュレス決済の促進 5 子育て世帯へのICTを活用した情報発信・相談業務の推進 6 健康づくりや地域医療におけるICTの活用促進 7 オープンデータ化(※)の推進 8 HP(※)・SNS(※)活用・メール配信などICTを活用した情報発信の強化 9 生活に身近なICT化の推進 10 学校や教育におけるICT基盤整備やソフトの充実 11 利用しやすい公共交通の仕組みづくり
	2 行政事務の効率化 を図ります	1 AI技術等を活用した事務効率化、業務改善の促進 2 職員の研修・育成による情報化社会に対応した人材育成 3 多様な働き方が可能となるテレワーク（庁内）の推進 4 庁内のICT化により、ペーパーレス・電子決裁・WEB会議等の推進 5 人事給与、勤怠管理における効率化の推進 6 業務の見直し(BPR(※))の推進、基幹業務システムの最適化 7 ビッグデータ等の情報分析を活用した政策立案（EBPM(※)）の推進 8 統合型GIS(※)等による地図情報の活用推進 9 IT調達の適正化
	3 市民誰もが安心して 利用できるデジタル社会の形成を 推進します	1 誰もが使えるインターネット環境の推進 2 移住定住や多様な働き方に対応したテレワーク環境の推進 3 防災・減災のためのIoT(※)、ICTの活用 4 緊急情報発信におけるICT活用 5 気軽に相談できる体制づくり 6 地域における学習環境づくりの推進 7 情報セキュリティポリシー(※)の適切な運用 8 物理的・技術的セキュリティの強化 9 市民ニーズ・普及率等の把握による適切なデジタル化の推進

脚注 (※) は P62 からの参考資料に記載

5 計画推進の視点

本計画を効果的かつ着実に推進していくため、ＩＣＴの動向や国・県の方針等を踏まえて、次の内容に留意して取組みを進めます。

（１）最新のＩＣＴの活用

情報技術に係る進展は目覚ましく日進月歩で新しい技術が生まれるため、今後計画を推進していく中でも、最新のＩＣＴ技術の動向を注視して継続的に情報収集を行い、常に技術に対する知見を広げていきます。また、新型コロナウイルス感染症対策において、テレワークやリモート会議などのデジタル技術が急速に社会に浸透していった事例もあり、最新のＩＣＴ技術やツールを積極的に取り入れる姿勢で導入・活用を検討していきます。

（２）官民データ活用推進基本法への対応

官民データ活用推進基本法⁶で定められている基本的施策の中にある、地方公共団体に求められている事項を本計画に盛り込むことで、本計画の実施によって、基本法で提唱されている「官民データ活用」の推進と「安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現」に寄与していきます。

- ① 行政手続に係るオンライン利用の原則化(10条1項)
- ② 自らが保有する官民データの活用の推進(オープンデータの推進)(11条1項)
- ③ マイナンバーカードの普及及び活用に関する計画の策定等(13条)
- ④ 利用の機会等の格差の是正(14条)
- ⑤ 自らの情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保、業務の見直し(15条1項)

※『官民データ活用推進基本法』と『本計画の具体的な取組み』の対応は次ページを参照。

⁶ 官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境を実現することを目的に国が制定した法律。

「官民データ活用推進基本法」	見附市ICT推進計画 具体的な取組み
【地方公共団体の施策に関する主な事項】	
行政手続に係るオンライン利用の原則化(10条1項)	1-1: 各種行政手続きや通知のオンライン化・電子化の推進
	1-2: 窓口業務におけるデジタル化推進による手続きの簡素化・滞在時間の短縮
	1-3: マイナンバーカードの活用による新たな市民サービスの提供と普及促進
	1-4: キャッシュレス決済の促進
	1-5: 子育て世帯へのICTを活用した情報発信・相談業務の推進
	1-9: 生活に身近なICT化の推進
自らが保有する官民データの活用の推進(オープンデータの推進)(11条1項)	1-9: オープンデータ化の推進
	2-7: ビッグデータ等の情報分析を活用した政策立案(EBPM)の推進
	2-8: 統合型GIS等による地図情報の活用推進
マイナンバーカードの普及及び活用に関する計画の策定等(13条)	1-3: マイナンバーカードの活用による新たな市民サービスの提供と普及促進
利用の機会等の格差の是正(14条)	3-1: 誰もが使えるインターネット環境の推進
	3-5: 気軽に相談できる体制づくり
	3-6: 地域における学習環境づくりの推進
自らの情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保、業務の見直し(15条1項)	2-6: 業務の見直し(BPR)の推進、基幹業務システムの最適化

(3) 自治体DX推進計画への対応

自治体DX推進計画で定められている重点取組事項についても本計画に盛り込むことで、デジタル社会の構築に向けた取組みを着実に進めていきます。

【自治体DXの重点取組事項】

- ① 自治体フロントヤード改革の推進
- ② 自治体の情報システムの標準化・共通化
- ③ 公金収納における eLTAX の活用
- ④ マイナンバーカードの普及促進・利用の推進
- ⑤ セキュリティ対策の徹底
- ⑥ 自治体のAI・RPAの利用推進
- ⑦ テレワークの推進

【自治体DXの取組とあわせて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組】

- ① デジタル田園都市国家構想⁷の実現に向けたデジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化
- ② デジタルデバイド⁸対策
- ③ デジタル原則に基づく条例等の規制の点検・見直し

【各団体において必要に応じ実施を検討する取組】

- ① BPRの取組の徹底
- ② オープンデータの推進・官民データ活用の推進

※『自治体DX推進計画』と『本計画の具体的な取組み』の対応は次ページを参照。

⁷ 「デジタル実装を通じて地方が抱える課題を解決し、誰一人取り残されずすべての人がデジタル化のメリットを享受できる心豊かな暮らしを実現する」という構想。

⁸ 情報格差のこと。年齢・身体・社会的条件等によって、インターネット等のICTを使いこなせる人と使いこなせない人との間に生じる格差。

総務省「自治体DX推進計画」	見附市ICT推進計画 具体的な取組み
【自治体DXの重点取組事項】	
① 自治体フロントヤード改革の推進	1-1: 各種行政手続きや通知のオンライン化・電子化の推進
	1-2: 窓口業務におけるデジタル化推進による手続きの簡素化・滞在時間の短縮
	1-4: キャッシュレス決済の促進
② 自治体の情報システムの標準化・共通化	2-6: 業務の見直し(BPR)の推進、基幹業務システムの最適化
③ 公金収納におけるeLTAXの活用	1-4: キャッシュレス決済の促進
④ マイナンバーカードの普及促進・利用の推進	1-3: マイナンバーカードの活用による新たな市民サービスの提供と普及促進
⑤ セキュリティ対策の徹底	2-2: 職員の研修・育成による情報化社会に対応した人材育成
	3-8: 情報セキュリティポリシーの適切な運用
	3-9: 物理的・技術的セキュリティの強化
⑥ 自治体のAI・RPAの利用推進	2-1: AI技術等を活用した事務効率化、業務改善の促進
⑦ テレワークの推進	2-3: 多様な働き方が可能となるテレワーク(庁内)の推進
	3-2: 移住定住や多様な働き方に対応したテレワーク環境の推進
【自治体DXの取組とあわせて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組】	
① デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化	1-5: 子育て世帯へのICTを活用した情報発信・相談業務の推進
	1-6: 健康づくりや地域医療におけるICTの活用促進
	1-8: HP・SNS活用・メール配信などICTを活用した情報発信の強化
	1-9: 生活に身近なICT化の推進
	1-10: 学校や教育におけるICT基盤整備やソフトの充実
	1-11: 利用しやすい公共交通の仕組みづくり
	3-1: 誰もが使えるインターネット環境の推進
	3-3: 防災・減災のためのIoT、ICTの活用
	3-4: 緊急情報発信におけるICT活用
	3-9: 市民ニーズ・普及率等の把握による適切なデジタル化の推進
	3-5: 気軽に相談できる体制づくり
② デジタルデバйд対策	3-6: 地域における学習環境づくりの推進
③ デジタル原則に基づく条例等の規制の点検・見直し	2-6: 業務の見直し(BPR)の推進、基幹業務システムの最適化
【各団体において必要に応じ実施を検討する取組】	
① BPRの取組の徹底	2-6: 業務の見直し(BPR)の推進、基幹業務システムの最適化
② オープンデータの推進・官民データ活用の推進	「(2) 官民データ活用推進基本法への対応」にて記載
	以下、庁内の対応となる取組み
	2-4: 庁内のICT化により、ペーパーレス・電子決裁・WEB会議等の推進
	2-5: 人事給与、勤怠管理における効率化の推進
	2-9: IT調達の適正化

（４）情報セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保

ＩＣＴを活用して情報化を推進することは、ネットワークを通じて多様かつ大量のデータを活用していく取組みとなります。本計画の実施については見附市情報セキュリティポリシーに基づいて十分なセキュリティ対策を図った上で、適切なデータ活用を行っていきます。また、個人情報の保護については技術的な対策だけでなく、緊急時即応体制の整備、個々の職員のリテラシー向上などの人的なセキュリティ対策を進め、市民が安心できる体制での情報化に取り組めます。

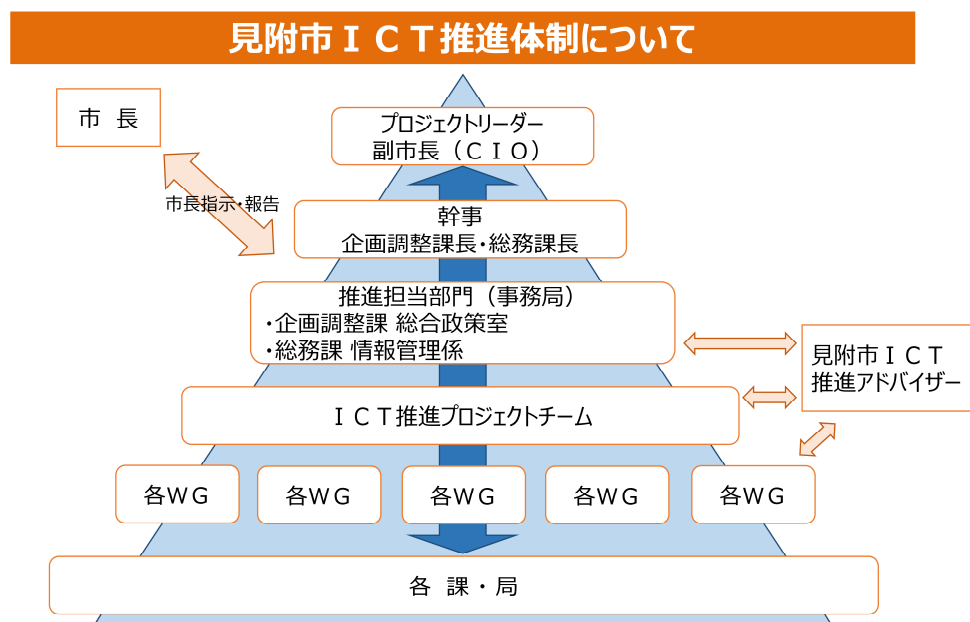
第2章 推進体制の構築

1 組織体制の整備

本計画の推進にあたっては、各課・局がそれぞれ行う事業のほか、必要に応じて各課・局横断的に事業を推進する必要があります。そのためICT推進プロジェクトチーム（PT）を設置し、横断的に情報共有し、事業化への検討が行える体制とします。

また、具体的な検討にあたっては、関係する課・局で構成するワーキンググループ（WG）を設置し、事業化につなげることにします。なお、本計画推進のプロジェクトリーダーを副市長とし、幹事、事務局を設置し、関係課・局と連携し着実な推進を図ります。

一方、デジタル化の進展は目覚ましく、市職員だけでは知見や経験等に限界があることから、民間デジタル人材や先進的な自治体職員等から助言、情報提供を受けるなど、ICT推進アドバイザーを適宜活用し、計画の推進を図ります。



(1) プロジェクトリーダーおよび幹事の設置

市全体のICT推進について、最適化、コスト削減、業務の効率化など全庁的な観点で情報化を推進する必要があります。そのため、副市長を最高情報責任者（CIO⁹）とすることに加え、本計画の推進体制におけるプロジェクトリーダーとし、幹事（企画調整課長、総務課長）と合わせてICT推進の方向性を定める決定権者とします。

⁹ Chief Information Officer（最高情報責任者）の略。事業活動におけるICTの導入・利活用を進める役割を担う。

(2) 事務局の設置

C I Oを補佐するラインスタッフとして、企画調整課企画推進室および総務課情報管理係を事務局として設置し、I C T推進に資するサービスおよび業務などの企画・実施並びに各課の状況把握およびI C T推進を支援します。

(3) I C T推進プロジェクトチーム（P T）の設置

本計画の策定および進捗管理を行う機関として、主要な課・局のメンバーによる横断的な組織であるP Tを設置します。その他、庁内I C Tの現状、課題把握、発展性、事業化に向けた導入検討など行います。また、横断的な組織による情報共有や検討により、デジタル化に向けた人材育成の場としての役割も担っています。

(4) ワーキンググループ（W G）の設置

具体的な事業化に向けた検討を行うため、必要に応じてW Gを設置し活動します。検討するテーマ・内容等により、関係する課・局からメンバーを選出し、定期的な検討を重ね、課題整理、効果検証、費用対効果などにより、予算化・事業化に繋げます。

なお、現時点で設置しているW Gは以下の通りですが、今後、市長特命や社会情勢の変化に迅速に対応するため、適宜、設置することとします。

【W G設置状況（令和6年度）】

W G名	検討内容
【継続】 情報発信ツール 活用推進W G	令和5年度に見附市公式L I N Eによる情報発信を開始しました。市公式L I N Eによる情報発信が市内外のより多くの方へ伝わるように友だち登録者数を増やしていく必要があります。また、登録者がブロックせず、継続して受信してもらうために発信する内容や頻度を精査していく必要があります。さらに、チラシや対面等のアナログ手段で発信している情報、手続きについて、他自治体の優良事例を参考にL I N E等を活用し、D X化できる情報がないか検討していく必要があります。
【継続】 ペーパーレス化 （文書管理・庶務 事務・無線化等） 推進W G	紙主導の業務フローからの脱却、ペーパーレス化を図り、コスト削減、業務効率化、リモートワーク等の多様な働き方の実現に向けた動きを進めていきます。具体的には、庶務事務、勤怠管理のデジタル化に向けて、現行の人事給与システム更改に合わせ、拡充する機能やコストの試算を行うための情報提供依頼を行います。また、文書管理のデジタル化に向けて、スムーズに予算管理や支払い事務につながるように財務会計システムと連携したシステムの導入検討を行うとともに、システム化に合わせ、文書管理の規定やルールの見直しの検討を行う必要があります。それらのシステム化に合わせて、庁内専用のL G W A Nネットワークの無線化、職員端末のモバイル化に向けた検討を行います。

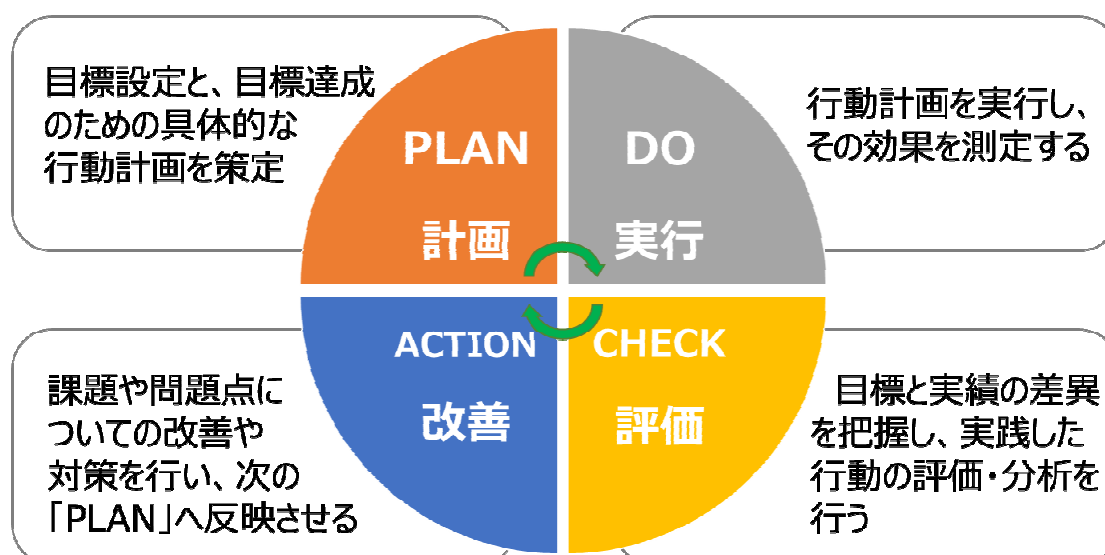
WG名	検討内容
【継続】 マイナンバーカード利活用検討WG	マイナンバーカードを活用し、各種行政サービス等において利便性向上を図る取組について、他自治体での情報収集や見附市におけるサービス導入の検討を行います。

(5) ICT推進アドバイザーの活用

ICT技術や広がりや急速に進展しており、迅速かつ適切に対応するには、これまでの市職員の知識や知見だけでなく、専門分野に特化した民間企業の先進的な知識・知見を取り入れながら推進することが必要不可欠です。特に①住民の生活利便性向上に関する情報技術の導入状況の把握と課題の抽出及び分析、②情報通信技術を始めとする未来技術を活用した事業の政策立案及び具体的な手法の提案とその推進において必要な場合には、民間企業や先進的な自治体の職員等から助言・情報提供してもらうなど、その取組みや事業に最適なICT推進アドバイザーを活用することで、見附市におけるICTを着実に推進していきます。

2 計画的な取組み（進行管理）

本計画の進行管理は、ICT推進PT連携会議にて行います。進行管理にあたっては、PDCAサイクル¹⁰により、目標設定やスケジュールなどの進捗状況を、毎年度、評価し、見直しを行い、本計画の実効性を高めていきます。また、本計画を推進する上で必要な施策等については、社会環境の変化や制度改正の状況等を踏まえ、随時反映し推進していきます。



¹⁰ Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）という流れを繰り返す行うことで業務の改善・向上を目指す手法。

第3章 ICTを取り巻く現状と課題

1 見附市におけるこれまでの情報化推進について

見附市ではこれまでも時代の変化に併せてICT（情報通信技術）を活用し、次のとおり情報化推進に関する施策に取り組んできました。

（1）市民サービスの向上に関する主な取り組み

年度	内容
平成17年度	見附市緊急情報メールの運用開始
平成17年度	公共施設予約システムの運用開始
平成17年度	見附市議会インターネット配信の開始
平成23年度	見附市公式SNS(Twitter)による情報発信の開始
平成25年度	見附市ホームページの全面リニューアル
平成26年度	見附市子育て支援サイト「スマイルみつけ」公開開始
平成26年度	健幸ポイント制度の運用開始
平成28年度	証明書コンビニ交付サービスの開始
令和2年度	税金などのスマホ決済での納付
令和2年度	回覧物のデジタル配信開始

平成17年度には国の補助事業である地域イントラネット基盤施設整備事業に採択され、見附市の市内各拠点を光ファイバーで結び専用ネットワーク網を構築すると共に、インターネットを活用したサービスとして緊急情報メールの配信、公共施設予約システムの運用、議会中継のインターネット配信などの運用を開始しました。

また、情報発信については、平成23年度からTwitterをはじめとした見附市公式SNSの開始、平成25年度には市公式ホームページを、これまでの広報部門による集約型情報発信ではなく、各担当課から即時に情報発信できるCMS導入による全面リニューアル、平成26年度には、子育て支援専用サイトである「スマイルみつけ」の公開を開始しました。

平成26年度からは、全国6自治体による大規模実証実験として「健幸ポイント事業」を開始し、歩数計に保存された歩数データなどを公共施設のデータ取り込みパソコン等を通じて、健幸ポイント付与システムにアップロードさせ、ポイント付与するなど、先進的な取り組みを行ってきました。

平成28年1月から国のマイナンバーが開始されたことから、マイナンバーカードによる各種証明書のコンビニ交付サービスの開始、近年では新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」に対応したスマホ決済の導入や紙媒体の配布と並行して回覧物のデジタル配信などの取り組みを行ってきました。

(2) 行政運営の簡素化・効率化および情報通信基盤の整備に関する主な取り組み

年度	内容
平成元年度	住民情報系システムのホストコンピュータによる運用開始
平成 15 年度	財務会計システムの運用開始
平成 17 年度	人事給与システムの運用開始
平成 17 年度	地域イントラネット整備事業による市内公共施設のネットワークの構築
平成 24 年度	庁内統合型 G I S の運用開始
平成 24 年度	単独クラウドによる住民情報系システムの運用開始
平成 25 年度	公衆無線 L A N 環境の整備開始（ネーブルみつけ、パティオにいがた等）
平成 28 年度	県内 4 市 1 村による共同型自治体クラウド（住民情報系システム）の運用開始
令和元年度	R P A、A I－O C R の導入
令和 3 年度	財務会計システムの電子決裁の運用開始

平成元年度に、住民情報系システム利用・電算処理が初めて導入され、運用が開始されました。その後、平成 15 年度には財務会計システムの運用開始、平成 17 年度から人事給与システムを導入するなど、行政事務の効率化を図ってきました。

また、平成 17 年度には地域イントラネット整備事業により、市内公共施設が庁内ネットワークで結ばれ、庁内グループウェアやファイルサーバの整備と合わせて、I C T 化が飛躍的に進みました。

また、平成 24 年には、初めての住民情報系システムの入替えが行われました。入替えにあたっては、それまでのホストコンピュータで構成されたシステムから、ネットワーク環境を利用したクラウド形式で利用するシステムを採用し、以降、庁内でのクラウド¹¹形式システムの採用が増えていくことになりました。

システム利用は、システム保守や法改正対応などの運用コストが高額であること、また、導入システムの保守期限切れに伴うシステム更改に多額の費用が必要になるという課題があり、このシステム入替えと並行して、他自治体との共同化・クラウド化により業務システムの最適化を図る試みに取り組むことになりました。長岡市、三条市、魚沼市、粟島浦村とともに新潟県市町村情報システム共同利用連絡会議を発足し、5 市村にて住民情報型システムの共同利用に着手しました。平成 26 年度より、各団体が順次、この共同利用型住民情報系システムの稼働を開始し、見附市においては、平成 28 年度に 2 回目のシステム入替えを実施して、共同利用型でのシステム運用を開始しています。このシステム入替えにより、それ以前は各部署で個別に調達していた業務システムもありましたが、ほぼ全ての業務において、統合された庁内統一のシステムでの運用となりました。

¹¹ ユーザーが大規模なインフラやソフトウェアを持たずとも、インターネット上で必要に応じてサービスを利用できる仕組み。

現在は、国主導で、標準仕様を定めたシステムの共通化であるガバメントクラウド¹²の利用に向けて取組みが進められており、より一層のシステム最適化と業務プロセスの改善が期待されます。

（３）今後の情報化推進について

住民情報系システムの共同化とは別に、平成 28 年度には、三条市、魚沼市、十日町市、湯沢町、粟島浦村の 4 市 1 町 1 村にて財務会計システムの共同調達を行いました。ガバメントクラウドの利用が予定されていることもあり、今後も共同調達・共同利用の方向性は継続して検討していく必要があります。

令和に入ってから、RPA、AI—OCR ツールを導入の他、チャット GPT 等の生成 AI¹³の利用基準を策定する等、自動化技術による業務運用の最適化に取り組んでいます。また、職員全体の業務運用の効率化、コミュニケーションの活性化を目的に新たにチャットツールの導入、地図情報システム（GIS）の最適化、地図情報の公開を行いました。また、職員が要件を聞き取り、必要な申請書をシステムから作成する「書かない窓口」の導入や各種証明発行手数料のキャッシュレス決済対応等、市役所 1 階の市民窓口全体のリニューアルを行いました。

コロナ禍においてリモートでの会議の運用も当たり前のように行われるようになり、社会の状況に合わせて迅速に新しい技術を導入・活用して、新しいかたちでの業務を展開していく必要性が高まっています。

平成元年のホストコンピュータでの住民情報系システム導入から現在までの流れの中で、パソコン、ネットワークの利用をはじめとした ICT 技術やツールは、庁内での限定的で特別な設備から、日常的に個々の職員が使用する一般的なツールに変わってきました。日々の業務運用においてもパソコンやシステムなど ICT ツールを活用しない業務は存在しえないものであり、今後は ICT、デジタルツールを効果的に使用してだけでなく、使用を前提とした上での業務運用を検討し、より効率的かつ市民満足度が高いサービス提供を行える体制を構築していくことが重要となっています。

¹² 政府の情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービスの利用環境のこと。

¹³ プロンプトと呼ばれる命令文に応じて文章などのコンテンツを自動作成することができる人工知能(AI)。

2 国の戦略や法整備

国のIT政策は、平成12年に制定されたIT基本法に基づいた、e-Japan戦略¹⁴を始めとして、順次計画が策定され進められてきました。

平成28年にはインターネットなどのネットワークを通じて流通する大量のデータを活用することで、急速な少子高齢化など様々な課題に対応する環境整備することを目的として、官民データ活用推進基本法が制定されました。同法には、行政手続に係るオンライン利用の原則化、オープンデータの推進、マイナンバーの普及活用、情報システムに係る企画の整備及び互換性の確保、業務の見直しなどが盛り込まれています。

平成29年には、この基本法をもとに官民データ活用推進基本計画が定められ、それとともにIT総合戦略本部でデジタル・ガバメント推進方針が決定されました。この推進方針の中では「これまで以上に国民、事業者の利便性向上に重点を置き、データの流通等に資する新たな取組を推進する必要」があるとしつつ、「行政内部の効率化にとどまらない国民・企業等に価値を提供するサービス部分の変革に焦点を当て、行政のあり方そのものをデジタル前提で見直すデジタル・ガバメントの実現を目指す」としています。同推進方針の「行政手続き、民間取引IT化に向けたアクションプラン」には基本的な考え方として、①デジタルファースト¹⁵、②コネクテッド・ワンストップ¹⁶、③ワンスオンリー¹⁷の3つが行政手続IT化にあたっての三原則とされています。また、同アクションプランについては行政サービスの効率化と利便性向上について目標・基本的方向・具体的取組などを集中的に記載したかたちで、別途デジタルファースト・アクションプランとしてまとめられています。

平成30年には、官民データ活用推進基本法およびデジタル・ガバメント推進方針に示された方向性を具体化し、実行するための計画としてデジタル・ガバメント実行計画が決定され、これらの方針等を踏まえ、令和元年にはデジタル手続法が成立しました。

デジタル手続法では、デジタル化の三原則を法律上明らかにした上で、国の行政手続きのオンライン化を原則とし、添付書類を省略するための規定が整備されました。また、併せて、デジタル化を実現するための情報システム計画の整備、民間手続におけるデジタル技術の活用促進、デジタルデバイドの是正についての規定も置かれました。

デジタル・ガバメント実行計画では、デジタル・ガバメントの実現とは、行政側のITコストを削減するだけでなく、国民・事業者の利便性向上に重点を置き、デジタル前提で行政サービスのあり方そのものを見直すこととしており、利用者中心の行政サービスを提供するためのノウハウを「サービス設計12箇条」として示しています。

令和2年には、新型コロナウイルス感染症対応において課題となったデジタル化の遅れに対

¹⁴ 全ての国民が情報通信技術を活用できる環境を整えることを骨子として日本政府が2000年に策定した、日本型IT社会の実現に向けた構想のこと。

¹⁵ デジタル技術を徹底的に活用し、デジタル処理を前提としたサービス設計を行うこと。

¹⁶ 民間サービスを含め、複数の手続・サービスがどこからでも一か所で実現することを原則とする考え方のこと。

¹⁷ 一度行政機関が提出を受けた情報は、原則再度の提出を求めない仕組みのこと。

応し、アクセシビリティ¹⁸やU I／U X¹⁹を最重要視したデジタル化を進めていくため、デジタル庁が新設されました。

令和4年12月に閣議決定された「デジタル田園都市国家構想総合戦略」では、デジタルの力を今まで以上に活用し、地域における仕事の創出、地方への人の流れの創出を図り、地域発のイノベーションの創出、地域の暮らしの持続可能性の強化、及びそこで暮らし働く人々のウェルビーイング（Well-being）²⁰の向上、地方から全国へのボトムアップ型の成長を図り、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指すことが示されています。

令和5年6月に閣議決定で改定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」は、デジタル社会の実現に向けた羅針盤としての重点計画です。デジタル技術の進展によりデータの重要性が飛躍的に高まる中、日本で世界水準のデジタル社会を実現するには、将来の目指す姿を描き、構造改革、地方の課題解決、セキュリティ対策といった多くの取組を、関係者が一丸となって推進する必要があります。

¹⁸ 高齢者や障がい者、また異なる情報端末やソフトウェアにおいても、情報を取得あるいは発信でき、機器、サービスを円滑に利用できること。

¹⁹ U Iは User Interface（ユーザーインターフェース）の略で、ユーザーが見たり触れたりして接する部分のこと。U Xは User eXperience（ユーザーエクスペリエンス）の略で、ユーザーがサイトや製品、サービスなどを通じて得られる体験や経験のこと。

²⁰ 身体的、精神的に健康な状態であるだけでなく、社会的、経済的に良好で満たされている状態にあることを意味する概念。国では、従来の GDP などの客観指標に加えて、ウェルビーイングに関する主観指標を取り込んだ政策の立案や評価を進めている。

3 近年の情報化の動向

(1) ICTの普及と浸透

ICT（情報通信技術）の発展は目覚ましく、現在も様々な技術が登場しています。特に、インターネットの登場と普及は我々の生活スタイルを大きく変化させ、日常生活で欠かせない存在となりました。現在はスマートフォンが急速に普及することでモバイル端末によるインターネット利用が拡大しており、インターネットの接続はより個人的なものとなっています。ネットを通じて提供される様々なICTサービスも、一層身近なものとなり、ICTを意識せずサービスとして生活の中に浸透してきています。

そうした中、コロナウイルス感染症の拡大に伴い、ICT技術は更なる進化と活用が促されることとなりました。スマートフォンを使った決済や宅配サービス、Web会議の仕組みを利用したりリモート会議や遠隔授業の実施、また、テレワークの実施など、コロナ前までは一般的ではなかった仕組みや手法が急速に社会に求められ、世の中に定着してきています。

今後も、感染症対策の観点から、できるだけ対面で行わない非接触でのサービス提供が望まれると予想されますが、行政などの公的サービスにおいては、電子申請を始めとしたオンラインでの行政手続きはまだ普及しているとは言えず、これからの行政サービスのあり方が問われています。

(2) デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

デジタルトランスフォーメーション（DX）とは、「ITの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という概念であり、2004年にスウェーデンのウメオ大学教授、エリック・ストルターマンが提唱したとされています。

経済産業省は平成30年12月に発表したDX推進ガイドラインの中で、DXとは「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること」と定義して、あらゆる産業において、競争力維持・強化のためにDXをスピーディーに進めていくことが求められているとしました。

また、令和2年12月に発表したDXレポート2においては、新型コロナウイルスの影響の中で、事業環境の変化に迅速に適応できた企業とできなかった企業の差が拡大しており、その分かれ目がデジタル競争における勝者と敗者につながるとしています。そこから、「DXの本質とは、単にレガシーなシステムを刷新する、高度化するといったことにとどまるのではなく、事業環境の変化に迅速に適応する能力を身に付けること、そしてその中で企業文化（固定観念）を変革（レガシー企業文化からの脱却）すること」にあるとして、DXとは、企業文化刷新の問題であるとしています。

総務省は自治体のDX推進に向けて、重点的に取り組むべき事項や内容を具体化させ、国による支援策等を取りまとめた「自治体DX推進計画」を発表しました。自治体においてもAI、ロボット等の最新のICT技術を積極的に検討に含め、今までの業務・慣習・組織文化を変革しながら、本来あるべき行政の姿を求めていかなければなりません。

4 アンケート結果・市民の意識

見附市では、市内世帯におけるインターネット整備状況やデジタル機器の利用状況の把握および、行政サービスのデジタル化に対する市民要望の調査を目的に、無作為に抽出した16歳から90歳未満の市民1,000人を対象として「インターネット環境・デジタル化に関する市民アンケート」を定期的実施しました。

本調査を初めて実施した令和2年度調査と最新で実施した令和5年度調査を比較し、デジタル化の進捗状況を把握するとともに、本市においてどのような取組みを充実させていくべきなのかを検討する基礎データとして活用します。

(1) 調査結果の概要

①令和2年度調査について

- 調査期間 令和3年1月27日から2月10日の14日間
- 回答数 522（回答率52.2%）

回答者属性	回答数	構成比
【性別】 男性	253	48%
女性	269	52%
【年齢】 10歳代	15	3%
20歳代	37	7%
30歳代	49	9%
40歳代	85	16%
50歳代	67	13%
60歳代	114	22%
70歳代	108	21%
80歳代以上	47	9%

回答者属性	回答数	構成比
【居住地】 見附地区	158	30%
旧庄川地区	14	3%
北谷地区	93	18%
上北谷地区	12	2%
葛巻地区	83	16%
新潟地区	22	4%
今町地区	125	24%
無回答	15	3%
【家族構成】 一人暮らし	39	7%
夫婦のみ	121	23%
子どもを含む家族	167	32%
父母を含む家族	94	18%
3世代同居	85	16%
その他	16	3%

②令和5年度調査について

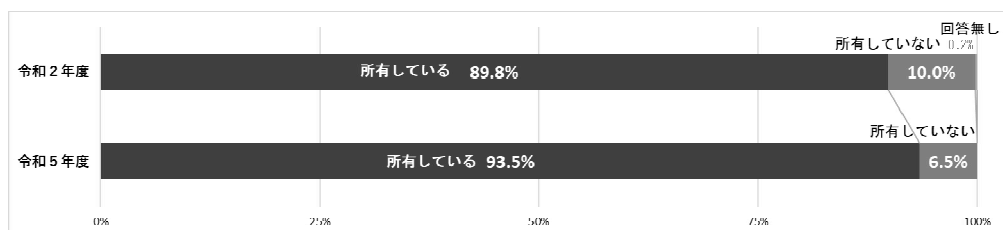
- 調査期間 令和5年5月17日～5月31日の14日間
- 回答数 415（回答率：41.5%）

回答者属性	回答数	構成比
【性別】 男性	187	45%
女性	224	55%
【年齢】 10歳代	17	4%
20歳代	24	6%
30歳代	37	9%
40歳代	64	15%
50歳代	62	15%
60歳代	100	24%
70歳代	73	18%
80歳代以上	36	9%

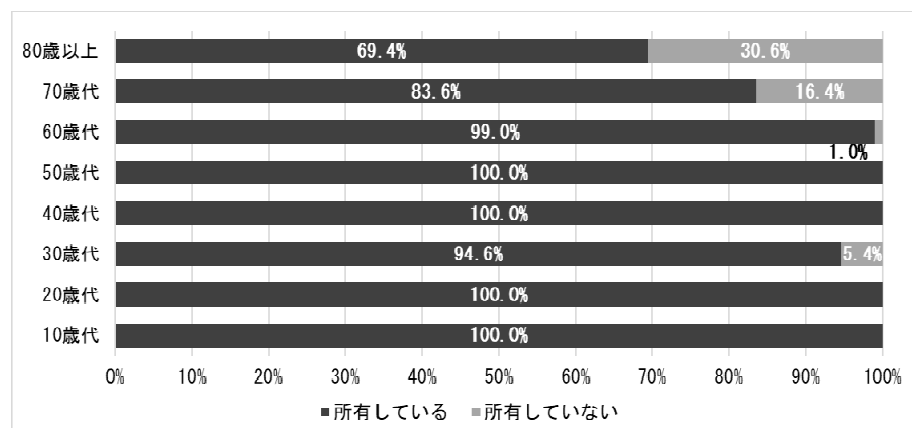
回答者属性	回答数	構成比
【居住地】 見附地区	139	33%
旧庄川地区	11	3%
北谷地区	65	16%
上北谷地区	10	2%
葛巻地区	70	17%
新潟地区	19	5%
今町地区	85	20%
無回答	16	4%
【家族構成】 一人暮らし	43	10%
夫婦のみ	80	19%
子どもを含む家族	130	31%
父母を含む家族	77	19%
3世代同居	65	16%
その他	20	5%

（２）市民個人および市内世帯における通信環境整備の状況

① 個人の携帯電話を所有状況（スマートフォン又はガラケー²¹等）（対象：全世帯）

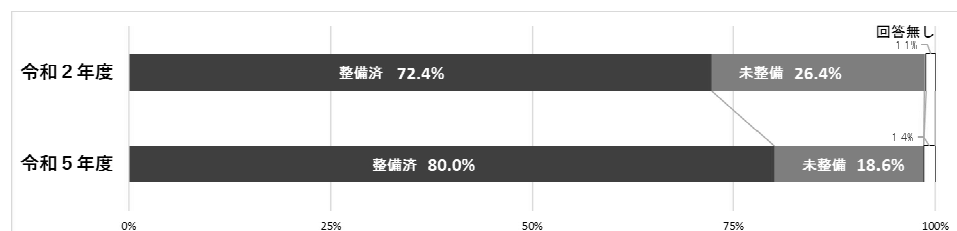


【世代別集計（令和5年度調査）】

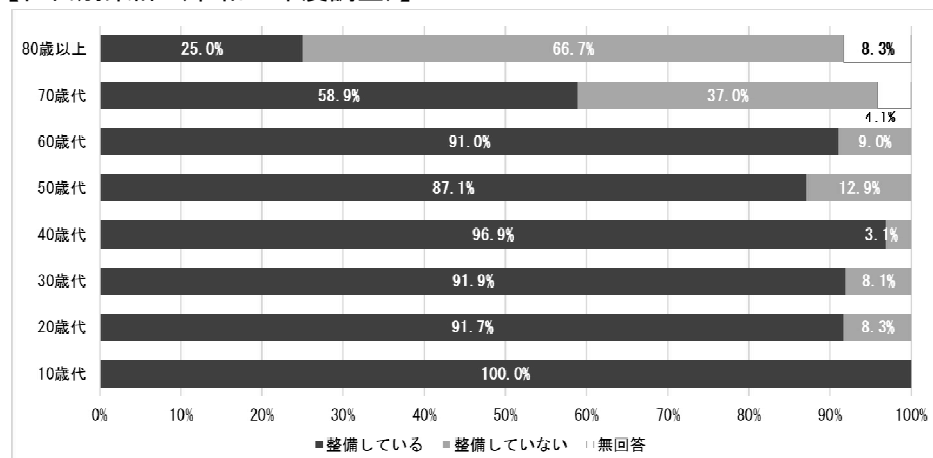


- 令和2年度調査と比較して、携帯電話の保有率は3.7ポイント増加となりました。

② 家庭内でのインターネット回線整備状況（光回線等）（対象：全世帯）



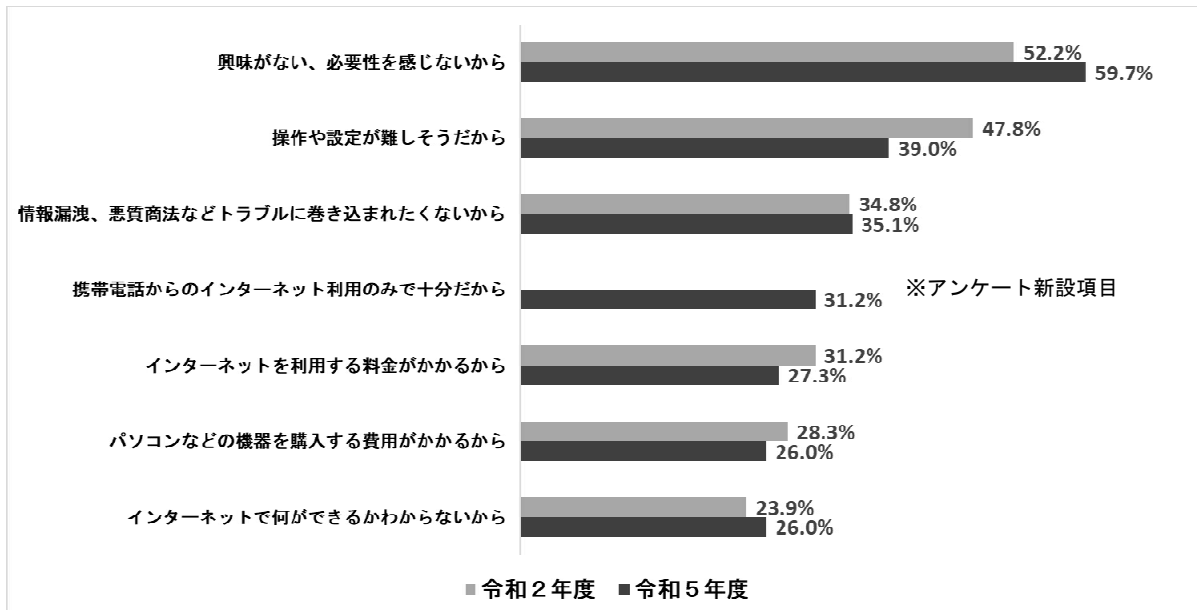
【世代別集計（令和5年度調査）】



- 令和2年度調査と比較して、整備率は7.6ポイント増加となりました。

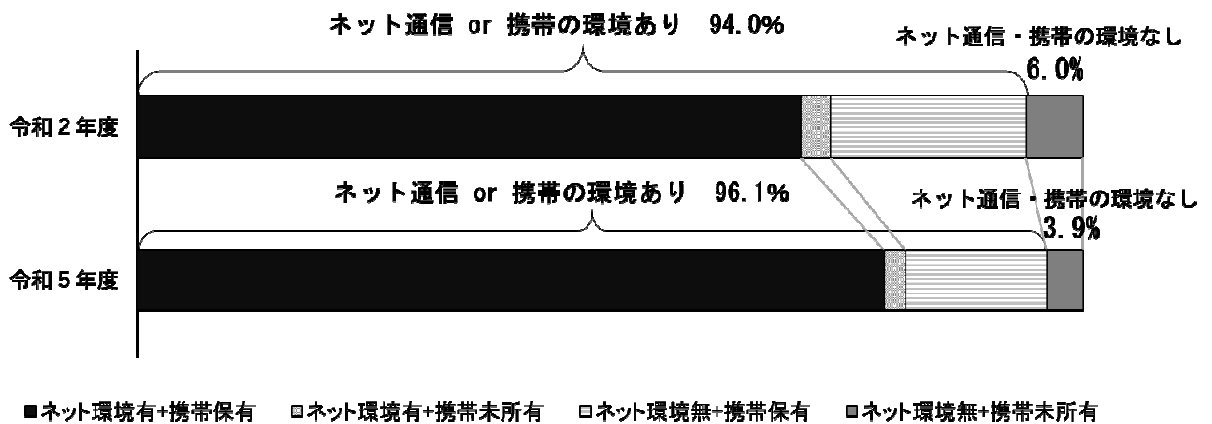
²¹ ガラパゴス携帯の略。マルチタッチ式のスマートフォンに対し、従来からあるボタン式の携帯電話を指す。

③ 現在インターネットを利用していない理由（対象：インターネット回線未整備世帯）



- ・ スマホ相談窓口等の取り組みにより、未整備の方の「操作や設定が難しそうだから」、「利用料金、機器購入費用がかかるから」という意見は減少しており、デジタルデバインド対策に一定の効果があったものと考えられます。
- ・ 一方で「興味の無い、必要性を感じない」の割合は増加しています。

◆市内世帯におけるインターネット通信環境の普及率は約 96.1%となる

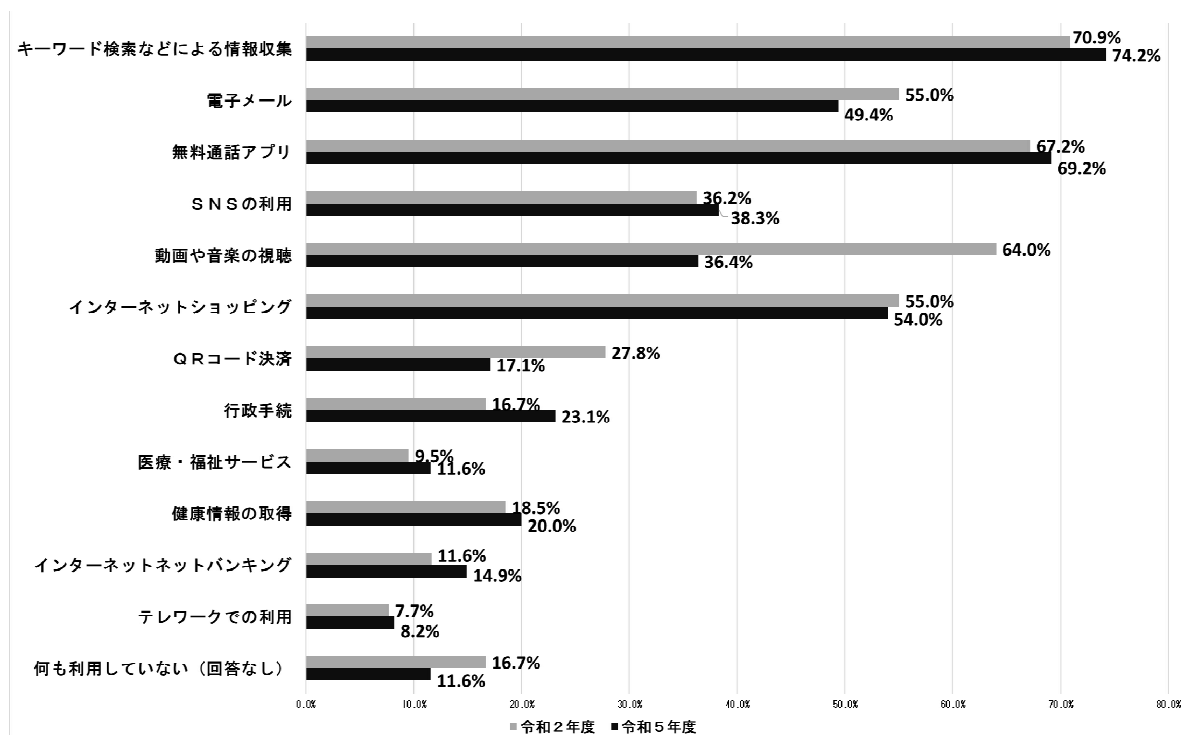


	令和2年度		令和5年度	
ネット環境有+携帯保有	70.2%		79.0%	
ネット環境有+携帯未所有	3.1%	94.0%	2.2%	96.1%
ネット環境無+携帯保有	20.7%		14.9%	
ネット環境無+携帯未所有	6.0%	—	3.9%	—

- ・ 「ネット回線や携帯電話等の何らかの手段によってインターネット通信が利用可能な世帯」は、全体の約 96.1%を占め、94.0%であった令和2年度調査に比べて、2.1 ポイント増加しました。

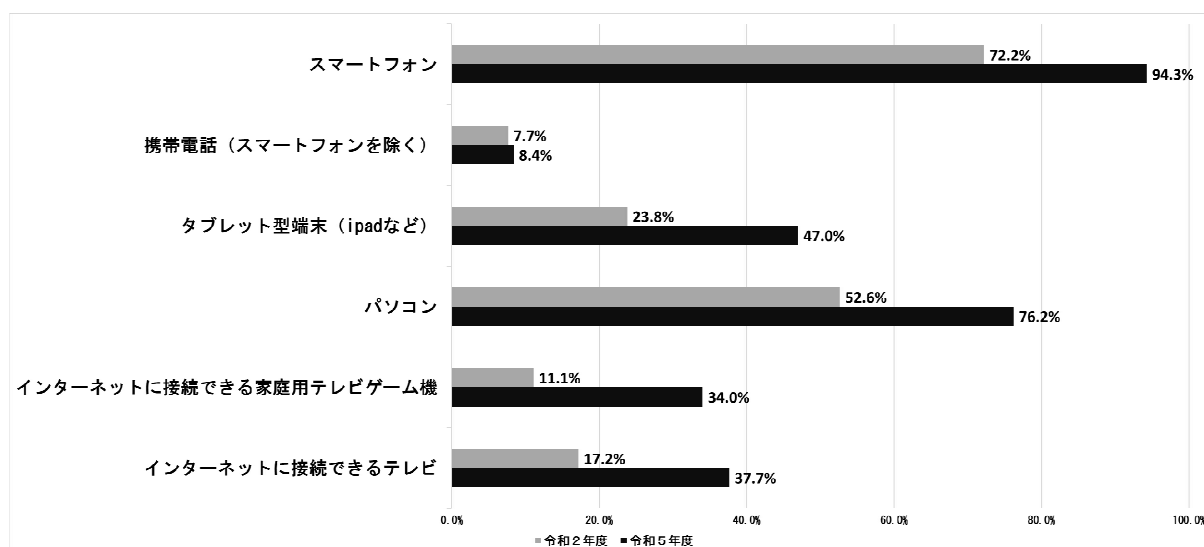
(3) 市民のインターネットの活用状況

① インターネットで利用しているサービスや機能、利用目的（対象：全世帯/複数回答可）



- 令和2年度調査と比較して、「行政手続」での利用が6.7ポイント増加しました。
- 「何も利用していない（回答なし）」の回答は令和2年度調査に比べて減少しており、インターネットを利用して何かしらのサービスを利用している様子がうかがえます。

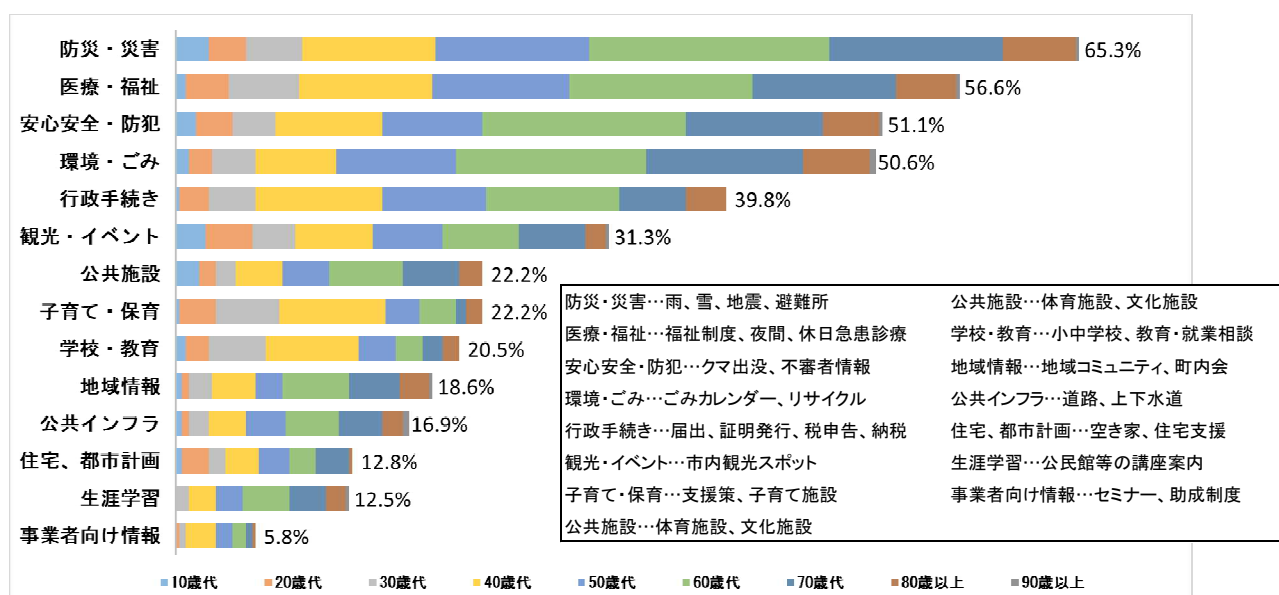
② インターネットを利用している機器（対象：インターネット回線整備済み世帯/複数回答可）



- 世帯内のネット環境整備の増加に伴い、令和2年度調査と比較して、全体的に利用している機器の割合が上昇しました。

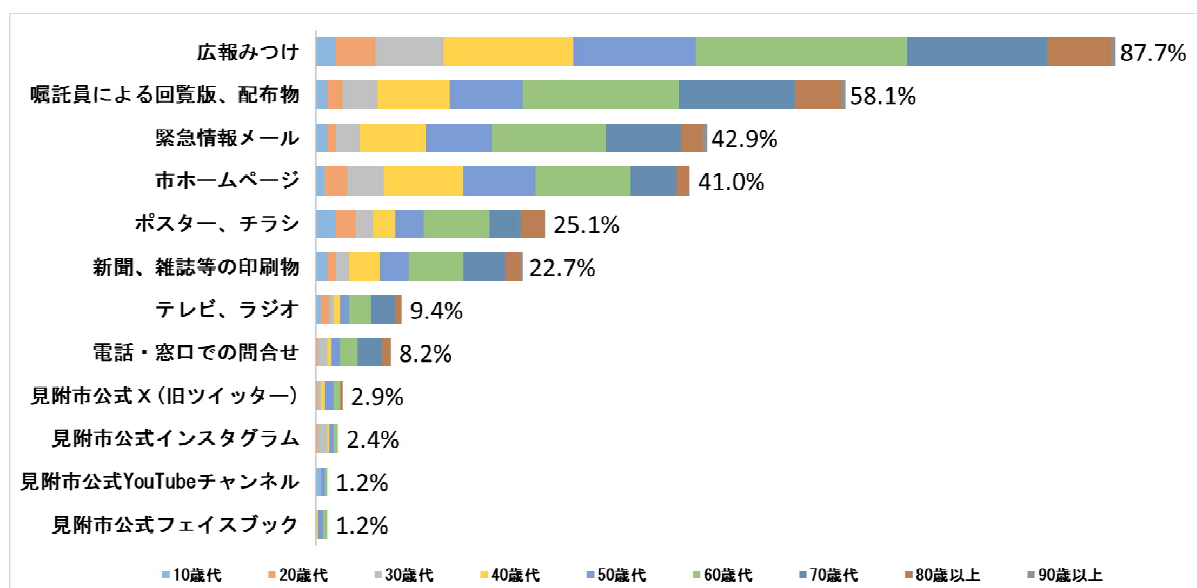
(4) 行政情報の発信におけるICT技術の活用状況について（令和5年度調査）

① 関心・注目のある見附市の行政情報（対象：全世帯/複数回答可）



- ・ 「防災・災害」は、世代を問わず最も関心度、注目度が高い状況です。
- ・ 20～40歳代では、「子育て・保育」、「学校・教育」の分野で強い関心があります。

② 見附市からの行政情報の収集手段（対象：全世帯/複数回答可）

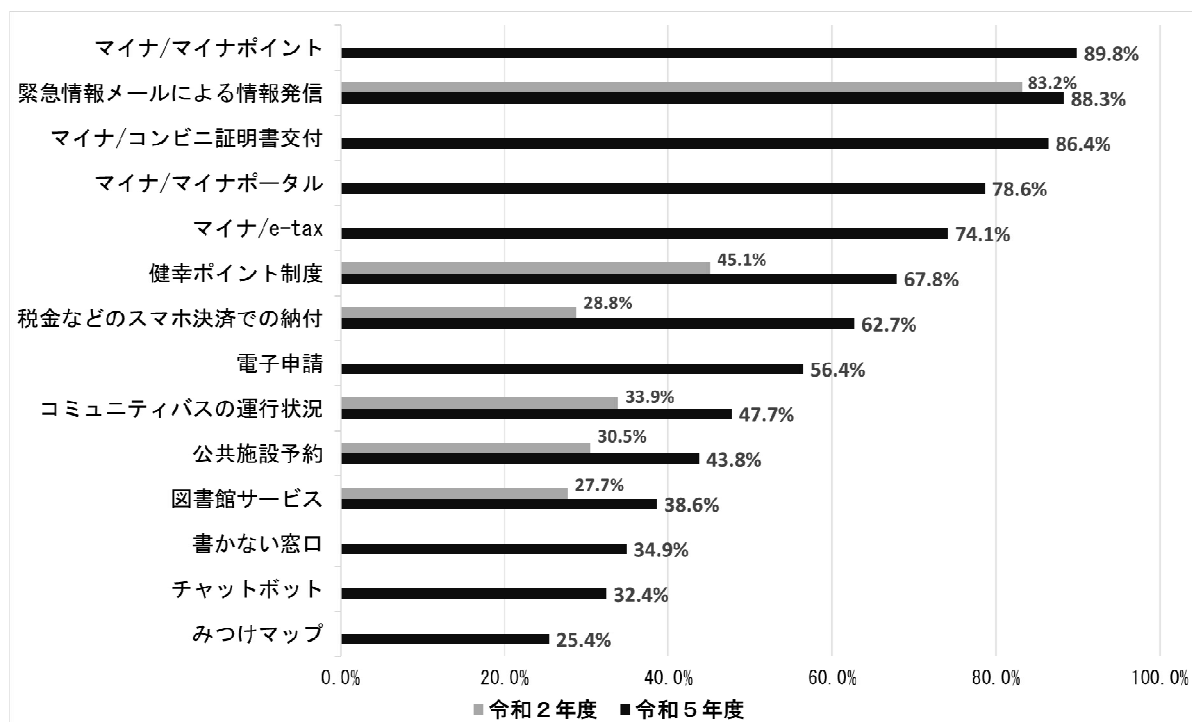


- ・ 「広報みつけ」、「嘱託員による回覧板、配布物」、「緊急情報メール」、「市ホームページ」で特に行政情報の収集を行っていることがわかりました。
- ・ 60歳代以上の方は紙媒体である「広報みつけ」や「嘱託員による回覧板、配布物」を中心に情報収集をしています。

(5) 見附市のICT技術を活用したサービスについて

① 市が行っているICTを利用した行政サービスのうち「知っているサービス」

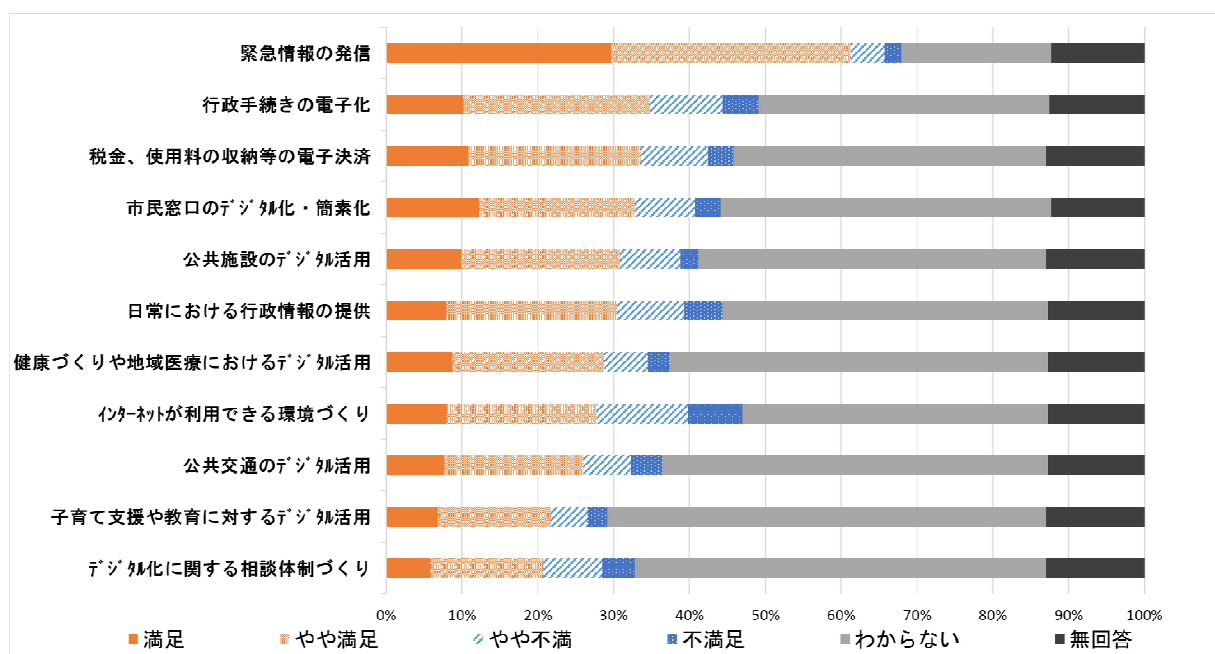
(回答対象：全世帯/複数回答可)



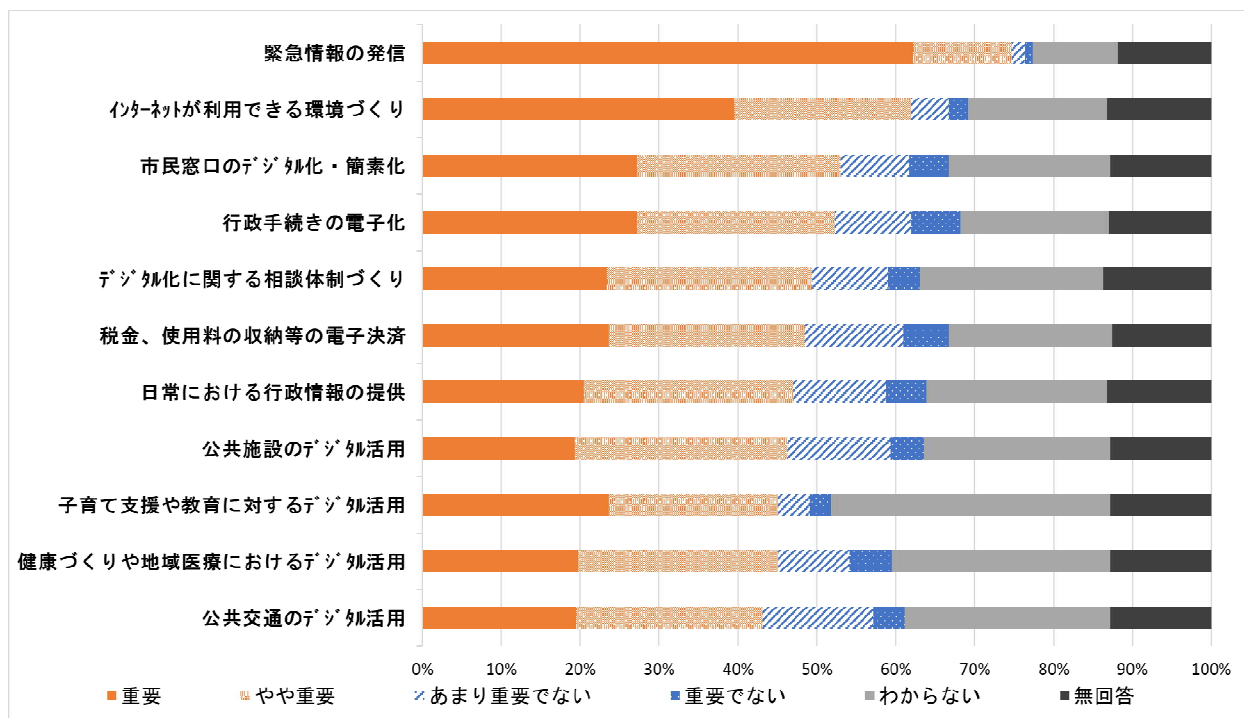
- マイナンバーカードの普及により「マイナポイント」、「コンビニ証明書交付サービス」等のマイナ関連サービスはいずれも利用率、認知度ともに高い状況です。

(6) 見附市のICT推進の満足度、重要度について (令和5年度調査)

① 見附市のICTを利用した行政サービスの満足度 (対象：全世帯/複数回答可)



② 見附市のICTを利用した行政サービスの重要度（対象：全世帯/複数回答可）



【満足度、重要度の各項目に関する詳細】

緊急情報の発信	… 緊急情報メール等で災害情報が速やかに入手できる
インターネットが利用できる環境づくり	… 公共Wi-Fi整備、通信環境補助金
市民窓口のデジタル化・簡素化	… 職員が聞き取りにより申請書等を作成する書かない窓口
行政手続きの電子化	… オンライン申請フォーム、マイナンバーカードによるコンビニ交付
デジタル化に関する相談体制づくり	… スマホ相談窓口、公民館等での教室開催
税金、使用料の収納等の電子決済	… 公共料金や税金等の支払い際のキャッシュレス化
日常における行政情報の提供	… HP・SNSによる発信、みつけマップ、回覧物等の電子化
公共施設のデジタル活用	… 施設予約、図書館の検索・予約等
子育て支援や教育に対するデジタル活用	… 子育て支援サイト、GIGAスクール
健康づくりや地域医療におけるデジタル活用	… 健幸ポイント、NET119緊急通報システム
公共交通のデジタル活用	… コミュニティバス、レンタサイクルPiPPA

- ・ 「緊急情報の発信」では、満足度、重要度ともに高い項目となりました。
- ・ 「行政手続きの電子化」では、満足度が高く、重要度もやや高い傾向となりました。
- ・ 「インターネットが利用できる環境づくり」では、満足度が低く、重要度が高い傾向となりました。
- ・ 「市民窓口のデジタル化・簡素化」では、満足度がやや高く、重要度も高い傾向でした。

5 ICT活用に向けた見附市の課題と方向性

本市の人口は平成7年（1995年）の国勢調査において43,760人でピークを迎え、令和2年国勢調査では39,237人にまで減少しています。今後も人口減少は続く見通しとなっており、人口減少とともに、少子高齢化の進展、今後の生産年齢人口の減少による社会構造の変化が続くと予想されます。

また、スマートフォン等のモバイル情報端末の普及やデジタルテクノロジーの進展など社会経済情勢も急速に変化してきています。

今後の人口動向や社会状況が変化しても自治体として本来担うべき機能を維持していくためにも、（１）市民サービスにおける課題および、（２）行政内部のデジタル化に関する課題に対応していく必要があります。

（１）市民サービスにおける課題と方向性

① 行政サービスのデジタル化推進

スマートフォン等のモバイル情報端末などの普及により、多くの世帯でインターネットの利用が可能となり、「オンライン」での各種サービスの利用が浸透しています。しかし、本市でのオンラインで可能な手続は、まだ一部に限られているのが現状です。

市民ニーズを踏まえ利用拡大に向け、一番利用されているスマートフォンで申請手続きが可能となるメニューの増加や、マイナンバーカードの普及等、各世代別で求める行政サービスのICT化について検討をすすめ、電子自治体実現に向けた更なる取組みが必要です。

② 顕在化するデジタルデバイドの解消

市民アンケートの結果のとおり、ICT、デジタル化が急速に進む中で、インターネットやパソコン等のICTを活用できる方とそうでない方がとの間に生じる格差「デジタルデバイド」への不安が顕在化しています。

国の計画における基本的な施策としても、デジタルデバイドの発生を防止するため、必要な措置を講ずることが規定されており、本市においても年齢や性別等に関わりなく、誰もがICTの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選べる環境の整備が必要となります。ICTリテラシーの向上に向けた市民サポートの充実や、誰もが使いやすい行政サービスのデジタル化など、市民目線での配慮を講じながらニーズに答えていく必要があります。

また、教育現場においても、ICT環境整備が求められており、国の指針に沿った教育現場におけるデジタルデバイドの防止に向けた取組みも必要です。

③オープンデータ等の適切な情報の提供

「緊急情報の入手」を重要視する意見がある一方、その他の情報についてもＩＣＴ技術を活用した配信の方法が求められています。避難場所などの災害情報ははじめとした市が保有する情報を市民、事業者等が必要に応じて自由に利用できるように配信し、公開していく取り組みも重要となります。

現段階では、利用可能なデータは限られたものとなっていますが、オープンデータの広域的な活用による住民の利便性の向上、地域活性化につながる新しいビジネスモデルの形成等を目指し、今後、さらに広い分野のオープンデータの公開と市民へ伝わる情報の配信手法の検討に取り組む必要性があります。

（２）行政内部のデジタル化に関する課題と方向性

①ＩＣＴを活用した業務効率化

市民の利便性向上や業務の効率化を実現するためにも、ＡＩやＲＰＡなどの最先端のＩＣＴ技術の活用などに積極的に取り組みかつＩＣＴ人材の育成に注力し、行政のデジタル化を推進していく必要があります。

また、クラウド技術などを活用した効率的で安全性の高い情報システムの構築が可能となったことを踏まえ、ＩＣＴ等の新しい技術の活用による経費削減や高機能化等を検討していくことも必要です。

②安心・安全な環境整備

情報化の急速な進展により、個人情報を含む電子データの情報システムは、行政運営上に欠かすことのできないものとなっています。アンケート結果にもあるように、行政手続きのデジタル化への期待が高まる一方で、インターネット利用に伴うセキュリティ対策への不安や、行政事務におけるセキュリティ対策が最も重要であるとの意見も多く聞かれました。

デジタル化推進に関する制度改正や情報セキュリティに関する最新技術を調査・研究しながら、適切な管理に向け細心の注意を払いシステムを構築、運用することが必要であり、また、職員一人ひとりが情報セキュリティに関する正しい知識を修得し業務に取り組む必要性があります。

第4章 個別施策

1 基本的な考え方

【基本施策1】市民サービス・利便性の向上を図ります

近年のスマートフォンやタブレット端末の急速な普及により、いつでも、誰でも、どこでもインターネットに接続できるようになり、デジタル情報分野における市民の生活水準が大きく向上する中、インターネットを利用した市民サービスの利便性向上が求められています。

また、「簡単」「便利」な行政サービスを実現するため、従来の紙文化から脱却した行政手続等におけるオンライン化を進め、それに伴う情報システム改革・業務の見直し及び記入、押印、添付書類などの省略を推進し、利用者中心の行政サービスを目指す必要があります。

今後は、マイナンバーカードや個人番号を使ったサービスやキャッシュレス決済などの利用範囲の広がりや浸透が進み、若者や子育て世代などのスマートフォンを積極的に利用する世代だけでなく、高齢者等が生活の様々な場面でサービスを受けられる環境整備が必要です。

こうした状況を踏まえ、市民が安心・安全な生活を送れ、利便性を実感できるよう、様々な取組みにより市民サービスや利便性の向上を図ります。

【基本施策2】行政事務の効率化を図ります

業務の効率化に関する取組みについては、これまで市役所業務である住民記録・課税業務や財務会計業務などのシステム化や業務改善をはじめとした様々な取組みを行ってきました。しかし、市役所内部においては、いまだに紙ベースの事務処理や定型業務を職員が手作業で行っているなど非効率な作業が残っています。

今後は、政策立案や市民サービス向上のための業務に人的資源を集中させることができるよう、国が推進するシステムの標準化・共通化への取組み、RPA・AI・ロボット技術の積極的活用、クラウド利用の推進などにより、必要経費削減や職員の事務負担軽減を図ると共に、新たなサービス提供や更なる業務の効率化を通じ、当市が抱える諸問題の解消を図ります。

【基本施策3】市民誰もが安心して利用できるデジタル社会の形成を推進します

デジタル技術の利活用により、年齢や障がいの有無、国籍などにかかわらず、全ての市民が日々の生活でデジタル化の恩恵を受けられる社会となっています。一方で、スマートフォンやパソコンなどのデジタル機器の所有状況は、年代によって隔たりがある状況です。

そこで「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」の実現のため、情報セキュリティ対策を徹底し、市民の安全・安心を守ると共に、市民誰もがデジタル社会で暮らすことができるよう、インターネット環境の整備・促進、ICTリテラシーの向上、年齢や地理的条件等による格差の是正などによって、「誰一人取り残さない」デジタル社会を目指します。

2 「具体的な取組み」について

基本施策および具体的な取組みの体系は次の通りです。

基本理念	基本施策	具体的な取組み
I C Tにより生活の豊かさを 実感でき、快適に暮らせる S W C × デジタル未来社会 のまちづくり	1 市民サービス・利便性の向上を図ります	1 各種行政手続きや通知のオンライン化・電子化の推進 2 窓口業務におけるデジタル化推進による手続きの簡素化・滞在時間の短縮 3 マイナンバーカードの活用による新たな市民サービスの提供と普及促進 4 キャッシュレス決済の促進 5 子育て世帯へのICTを活用した情報発信・相談業務の推進 6 健康づくりや地域医療におけるICTの活用促進 7 オープンデータ化の推進 8 HP・SNS活用・メール配信などICTを活用した情報発信の強化 9 生活に身近なICT化の推進 10 学校や教育におけるICT基盤整備やソフトの充実 11 利用しやすい公共交通の仕組みづくり
	2 行政事務の効率化を図ります	1 AI技術等を活用した事務効率化、業務改善の促進 2 職員の研修・育成による情報化社会に対応した人材育成 3 多様な働き方が可能となるテレワーク（庁内）の推進 4 庁内のICT化により、ペーパーレス・電子決裁・WEB会議等の推進 5 人事給与、勤怠管理における効率化の推進 6 業務の見直し（BPR）の推進、基幹業務システムの最適化 7 ビッグデータ等の情報分析を活用した政策立案（EBPM）の推進 8 統合型GIS等による地図情報の活用推進 9 IT調達の適正化
	3 市民誰もが安心して利用できるデジタル社会の形成を推進します	1 誰もが使えるインターネット環境の推進 2 移住定住や多様な働き方に対応したテレワーク環境の推進 3 防災・減災のためのIoT、ICTの活用 4 緊急情報発信におけるICT活用 5 気軽に相談できる体制づくり 6 地域における学習環境づくりの推進 7 情報セキュリティポリシーの適切な運用 8 物理的・技術的セキュリティの強化 9 市民ニーズ・普及率等の把握による適切なデジタル化の推進

具体的な取組み	【１－１】各種行政手続きや通知のオンライン化・電子化の促進				
担当部署	市民税務課、こども課、健康福祉課、上下水道局など				
現状と課題	・行政のＤＸ化に向けた動きが本格化しています。 ・住民に対してデジタル技術やデータを活用した行政サービスの提供により、住民の利便性を向上させることが求められています。 ・業務の効率化も図ることで、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげていかなければなりません。 ・住民がデジタル申請できるようにシステム化した場合、併せて担当部署の連携したシステムの構築が必要になります。 ・オンライン化対象の手続きの場合でも、オンライン申請できない市民への窓口対応も継続して必要になることが想定されます。 ・マイナンバーカード普及に伴い、国はマイナポータルからのオンライン手続きの拡充に取り組んでいます（引越しワンストップ、パスポート交付申請）。				
取組内容	・標準化システム運用と事務フローを適応する作業とあわせて、デジタル技術やデータを活用したＤＸの視点から、より効率的なフローとなるよう検討を行います。また、各種行政手続きの電子化対応への検討を行います。 ・マイナポータル以外の簡易な手続きはLoGo フォームの活用を検討し、可能なものから電子申請を始めていきます。 ・オンライン申請の普及促進を行います。また、オンライン申請時に適切に対応できるよう内部フローの改善を図ります。				
期待される効果	・行政手続きのオンライン化により、「市役所に行かなくてもいい」「書かなくてもいい」などの住民の利便性向上が期待されます。 ・電子申請等により、データの重複入力の省略、ミスの軽減など、データ連携による業務の精度向上が図られ、業務の効率化が期待されます。				
目標設定	・利便性向上に資するオンライン手続きの検討、内部事務フローの改善。 ・令和７年度末までに、情報システムの標準化・共通化に対応する。 ・LoGo フォームを利用した電子申請手続きの拡大。				
スケジュール	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
	マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続きを可能にする			利便性向上に資するオンライン手続きの検討、内部事務フローの改善	
	LoGo フォームによる電子申請手続きの拡大				
	情報システムの標準化・共通化				

具体的な取組み	【１－２】窓口業務におけるデジタル化推進による手続きの簡素化・滞在時間の短縮				
担当部署	市民税務課、こども課、健康福祉課、上下水道局など				
現状と課題	・ 窓口業務は混雑や密が発生しやすい場所であり、手続きのオンライン化や簡素化は来庁の必要性の軽減や滞在時間の短縮などが期待され、デジタル化の推進は喫緊の課題となっています。 ・ 限られた財源や職員数の中、行政事務の範囲の広がりや高度化が進んでいます。また、業務時間内は窓口対応に追われ、業務完了のための作業は時間外に行わなければならないなど、課題があります。				
取組内容	・ 窓口業務において、窓口業務支援システムの活用を進めて手書き申請書を減らし、情報連携するなど、デジタル化を検討します。 ・ 窓口業務支援システムを効果的に活用し、利用者目線での業務フローを検討し、より一層のサービスの向上を目指します。 ・ 標準化システム運用と事務フローを適応する作業とあわせて、デジタル技術やデータを活用したＤＸの視点から、より効率的なフローとなるよう検討を行います。				
期待される効果	・ 窓口業務支援システムの活用により、市民は受付手続きの手間を省くことができ、待ち時間や手続き時間の短縮につながります。また、記載内容の誤解や書き損じがなくなり、行政側も正確な情報を取得しやすく、手続き事務の効率化が図れます。 ・ 窓口におけるデジタル化推進により１件にかかる対応時間、利用者の待ち時間を短縮し、窓口フロアの混雑解消が期待されます。 ・ 職員の負荷軽減と業務のスピードアップが可能になります。				
目標設定	・ 窓口業務支援システムの効果的な運用の検討。 ・ 令和７年度末までに、情報システムの標準化・共通化に対応する。 ・ より一層の窓口業務見直し、最適化、デジタル化の検討。				
スケジュール	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度

具体的な取組み	【１－３】マイナンバーカードの活用による新たな市民サービスの提供と普及促進				
担当部署	市民税務課、企画調整課、総務課				
現状と課題	・マイナポイント事業により、R5 年 10 月末時点での市内カード保有率は 75.3%まで進みましたが、2 割以上の方が未だにカードを保有していない状況があります。 ・さらなるマイナンバーカードの普及を図るためには、マイナンバーカードの利活用を促進して具体的なメリットを広く認識してもらう必要があります。 ・普及の進んだマイナンバーカードを有効活用することで、市民、職員ともにメリットのあるデジタル社会の実現が可能となります。				
取組内容	・未取得者に対しマイナンバーカードのメリットをPRし、普及促進に努めます。 ・マイナンバーカードによるコンビニ証明書交付はメリットを感じやすいサービスです。証明書交付はコンビニで行うよう、積極的に周知して利用促進に努めます。 ・国のマイナンバーカード活用内容について、市民に浸透されるよう情報提供を行います。また、病院での保険証提示への対応など活用が浸透するように取り組みます。 ・マイナンバーカード利便性向上のため、市の独自利用について継続して検討します。				
期待される効果	・コンビニ証明書交付により、市民は市役所の開庁時間外でも証明書を取得することができ、来庁しなくても良くなるため、窓口の混雑解消、職員事務軽減にもつながります。 ・マイナンバーカード普及により、行政サービスのオンライン手続やデータの利活用が進むことで生活における利便性が向上します。				
目標設定	・未取得者（令和 5 年 10 月末時点で全体の 24.7%）への交付促進 ・証明書交付の 25%をコンビニ交付での発行とする ・マイナンバーカードの独自利用の検討				
スケジュール	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	未取得者へ向けたマイナンバーカードの普及				
	証明書コンビニ交付サービスのPR・利用拡大				
	マイナンバーカードの独自利用を検討				

具体的な取組み	【１－４】キャッシュレス決済の促進				
担当部署	会計課、市民税務課、総務課、まちづくり課、上下水道局				
現状と課題	・ 見附市歳入科目におけるキャッシュレス決済の利用は、すでに一部の税（料）やクラウドファンディング等で開始しているほか、電子納税（地方税共通納税システム）では対象税目の拡大も予定されています。しかし、こうした動きは全体として、まだ限定的で、施設使用料や証明発行手数料など、多くの歳入科目では対応が進んでいない状況となっています。 ・ 令和５年４月に、市民税務課、今町出張所へ、キャッシュレス決済対応のPOSレジを導入し、令和５年７月からキャッシュレス決済を開始しました。また、自動で納付書を読み取り、現金で納付できる「税公金セルフ収納機」を会計課に導入しました。導入により、納付者の利便性向上及び事務効率の向上が図られました。 ・ 今後は、キャッシュレス決済対応施設の更なる拡大を図るため、費用対効果等を勘案しながら、設置に向けての検討が必要です。				
取組内容	・ 納付者の利便性向上のため、キャッシュレス決済対応施設の拡充を検討していきます。 ・ 総務省が令和８年９月までに、eLTaxを活用した公金収納を開始するとの方針を固めました。普通会計に属するすべての公金、水道料金、下水道使用料について、eLTaxを活用した公金収納が行えるよう、検討及び準備を行います。				
期待される効果	・ 事務効率の向上（金額確認、おつり受渡、帳簿作成、現金保管等の事務負担軽減） ・ 納付者の利便性の向上（納付にかかる時間及び場所の制約緩和、金銭の持ち運び不要）				
目標設定	・ キャッシュレス決済対応施設 ２増加				
スケジュール	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
	キャッシュレス決済手段の拡充（検討・準備・実施）			eLTaxによる公金収納の推進 （検討・準備）	
	キャッシュレス決済対応科目の拡充（検討・準備・実施）				
	JPQR導入に向けた検討・準備		POSレジ・キャッシュレス対応	キャッシュレス決済対応施設の検討	
	窓口手数料のキャッシュレス対応レジ導入				
	納付用セルフ収納機の導入				

具体的な取組み	【１－５】子育て世帯へのＩＣＴを活用した情報発信・相談業務の推進				
担当部署	こども課、健康福祉課、学校教育課、教育総務課				
現状と課題	・生活様式や価値観が多様化する中、それに併せて子育て支援サービスも広がりが見られます。そのため、利用者にとって効率的に情報収集でき、わかりやすいサービスの提供が求められます。 ・現在実施している、子育て支援サイトや市公式 LINE（旧メールマガジン）による情報提供を更に充実、定着させる必要性があります。また、各種申請、特定の施設などを対象とした緊急情報メールなどの導入を行うことが、今後の課題です。				
取組内容	・子育て支援サイトの継続的利用のおよび内容の充実を図ります。（スマイルみっけの活用） ・メールから LINE 配信に移行し、子育て情報などプッシュ型配信を促進します。 ・保育園などの各種業務、保護者とのコミュニケーションの効率化を図るため、園務支援システムを導入します。緊急情報等を保護者へ提供するため、現在は L I N E を利用していますが、段階的に園務システムへ移行します。				
期待される効果	利用者の利便性向上だけでなく、各種サービスを気軽に利用してもらえる環境整備が期待できます。				
目標設定	・スマイルみっけの活用および内容の充実（継続） ・市公式 LINE での子育て関連情報を月３回以上配信 ・園務支援システムの導入を令和４年度中に実施します。（公立保育園４園）				
スケジュール	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
	子育て支援サイトおよびリモート相談等の充実 LINEの整備及び運用 園務支援システム導入の検討 保育園での Web 環境整備の検討 園務支援システム導入 子育て支援サイト・LINE を活用した情報発信 園務支援システム運用と課題の整理及びその解決				

具体的な取組み	【１－６】健康づくりや地域医療における ICT の活用促進				
担当部署	健康福祉課、消防本部、市立病院				
現状と課題	①高齢者は、１日 2,000 歩以上歩くほか、筋力トレーニングを併せて実施することで寝たきりの原因となる上位の脳血管疾患、転倒骨折などの予防を可能とします。増大する医療費、介護費の抑制を図る必要があります。 ②また医療、介護に従事する専門職の人材不足から、業務の効率化を図り、多職種が連携することで質の高いケアを提供する必要があります。 ③様々な障害を持った方も、救急医療を受けやすい体制を整備する必要があります。				
取組内容	①多くの高齢者の参加を促し、寝たきり予防と市民の健康づくりを推進するため、科学的根拠に基づき安全に実施できるよう ICT 機器やスマホアプリを活用した健康運動教室、健幸ポイント事業を実施します。 ②医療・介護情報共有システムを活用し、対象者の身体状況や支援内容等をタイムリーに共有することで、多職種が緊密に連携した支援を行い、質の高いケアを提供します。 ※ 対象者への周知は、ケアマネジャー等と連携して行います。 ③音声による 119 番通報が困難な聴覚・言語機能障害者が通報できるシステムを実施します。				
期待される効果	①健康づくり事業に、多くの市民が参加することで、医療費・介護費の抑制効果が期待できます。 ②－１平時から救急隊との緊急連絡先や医療情報の共有により、迅速な救急搬送が期待できます。 ②－２ ICT を活用した多職種連携により、連絡調整や情報共有などの業務の効率化が図れ、本来業務への時間確保、離職防止も期待できます。 ③聴覚・言語機能障害者からも 119 番通報が可能となることで、それらの障害を持った方が救急医療を受けやすい体制構築につながります。				
目標設定	① 健康運動教室参加数 2,000 人（令和 7 年度） ② ICT 連携情報共有システムの登録者数 600 人（令和 7 年度） ③ Net 119 緊急通報システムの導入・運用の実施（令和 7 年度）				
スケジュール	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	① ICT を活用した健康運動教室、健幸ポイント事業の実施				
	② ICT 連携情報共有システムの登録者、連携機関拡大等の周知				
	③ Net 119 緊急通報システムの実施・市民への周知				

具体的な取組み	【１－７】オープンデータ化の推進				
担当部署	企画調整課、総務課				
現状と課題	・ＩＣＴ技術の進展により、日々、膨大で様々なデータがつくられ利用されており、これらの情報を利用して新たな価値を生み出していくことが期待されています。 ・自治体が保有しているデータについては、コンピュータで容易に処理できるデータ形式でオープンデータとして積極的に公開し、利活用を促進していくことが求められています。				
取組内容	・市が保有している情報を、機械判読がしやすいデータ形式に変換し、二次利用が可能なルールでホームページ公開します。また、位置情報を取り扱うデータはＧＩＳシステムを利用した地図情報の公開方法を検討し、有効な情報についてはオープンデータ化を進めます。 ・研修やマニュアル整備を行い、オープンデータ化に取り組むことができる人材を育成し、定期的な更新に努めます。				
期待される効果	・オープンデータの公開内容を充実することにより、市民や民間企業が新しいサービスや取組みをしやすい環境をつくります。 ・データの取扱いに習熟した職員を育成することで、施策の立案等におけるデータの利用を推進します。				
目標設定	デジタル庁が地方公共団体に公開を推奨するデータ「自治体標準オープンデータセット」に合わせたオープンデータ化の推進				
スケジュール	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
	オープンデータ公開・情報の追加、更新 GISを利用した公開方法の検討 GISを利用したオープンデータ公開				

具体的な取組み	【１－８】ＨＰ・ＳＮＳ活用・メール配信などＩＣＴを活用した情報発信の強化				
担当部署	企画調整課、こども課、地域経済課、議会事務局				
現状と課題	・テレワークの普及や生活スタイルの多様化により、ＩＣＴ利活用が進んでいます。 ・ＳＮＳを使った情報発信の魅力は即時性と情報拡散性であるが、行政の決裁ルールやリスクを考慮すると、適正な情報公開運用体制が必要です。				
取組内容	・市で発信している情報を精査し、市民によりわかりやすく届く情報発信の活用や、プッシュ型配信について検討を行い、導入に向けた仕組みづくりに取り組みます。 ・市民が必要とする情報をタイムリーに受け取れるよう、リニューアルした市ＨＰや導入したＬＩＮＥ、他ＳＮＳを適切に活用します。 ・開かれた議会を推進する取り組みとして、議会、委員会のライブ配信、録画中継を行います。				
期待される効果	・最適な情報発信やプッシュ型配信により、多くの受け手に詳細に情報を伝達できる効果が期待されます。 ・議会を傍聴することのできない方への利便性向上と、情報の公開・提供が可能となります。				
目標設定	・Ｒ７年度末までに市公式ＬＩＮＥの友だち登録者数７,０００人。 ・新たな市ＨＰおよびＬＩＮＥ等の活用を行う中で、適宜、適切な運用について協議し、運用体制を強化する。（Ｒ６、７年度）				
スケジュール	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
	市ＨＰ更新に向けた情報収集・検討 市ＨＰ更新 ＨＰにチャットボット導入 市公式ＬＩＮＥ導入 市議会Instagram設置 市ＨＰおよびＬＩＮＥの適切な運用にむけた協議 市ＨＰおよびＬＩＮＥの運用体制の確立 ＳＮＳを利用した情報発信の運用体制の構築・プッシュ型配信の検討 ＳＮＳの運用方法の見直し及び体制の確立 広報戦略・ガイドラインの策定				

具体的な取組み	【１－９】生活に身近なＩＣＴ化の推進				
担当部署	まちづくり課				
現状と課題	・図書館の蔵書の検索と貸し出しの予約等がネット上で利用可能な図書蔵書システムや、公共施設について、情報端末からいつでもどこからでも空き情報の検索・予約ができる公共施設予約システムの運用により、市民の利便性は向上しています。今後も、電子書籍システムの導入など、様々な情報発信手段のデジタル化の可能性について検討していきます。				
取組内容	・図書館で運用している蔵書管理システムや公共施設予約システムについて、市民への周知や高齢者への利用促進を図るとともに、電子書籍システムについて、県が主導して行う市町村協議会に参加し、導入について検討を行います。				
期待される効果	・現在の図書蔵書システムに加え、さらに電子書籍システムの導入について検討し、利用者の選択肢の増加と利便性向上を図ります。 ・公共施設予約システムにより、利用目的に応じて空き情報を検索し予約ができるので、窓口に出向く必要がなくなるなど利便性向上につながります。また施設運営にとっても受付事務の負荷軽減となります。				
目標設定	【図書蔵書システム】 ネットでの予約冊数 年間 10,000 冊 (ＷＥＢ予約 R2年度：7,494 冊、R3年度：9,032 冊、R4年度：9,102 冊、R5年度：8,125 冊)				
スケジュール	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
	【公共施設予約システム】 市ホームページや広報誌等により利用者への周知を推進します。				
スケジュール	【図書蔵書システム】 図書館だよりや市広報誌等により利用者への周知を推進します 高齢者の利用の推進を図ります				
	電子書籍システムの導入・運営に向けた市町村協議会へ参加し、導入について検討します				

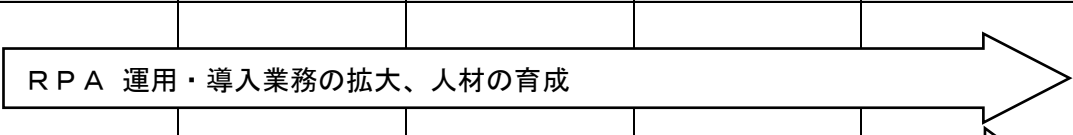
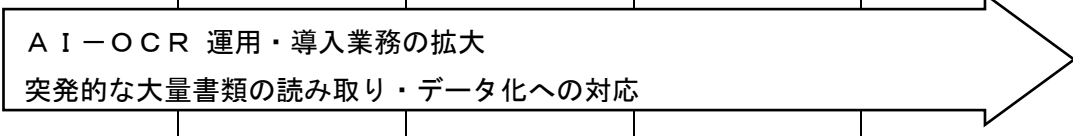
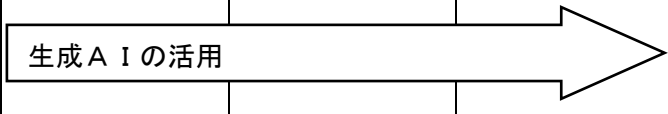
具体的な取組み	【１－１０】学校や教育におけるＩＣＴ基盤整備やソフトの充実				
担当部署	学校教育課、教育総務課、こども課				
現状と課題	・国の推進する「GIGAスクール構想²²」により、令和２年度に市内小、中、特別支援学校に１人１台の情報端末と高速大容量の通信ネットワークを整備しました。令和５年度より、全児童生徒への端末の本格的な持ち帰りが始まり、今後はこの整備された環境を積極的に活用し、個別最適な学びや協働的な学びの向上を目指した授業改善を進め、全ての子供たちの学びの質を高めることが課題です。 ・今後、家庭へ持ち帰った情報端末により、個に応じた家庭学習の実施、保護者への連絡や提出物のオンライン化等を進めていくことに向けた検討が必要です。 ・また、校務支援システムの活用により教員の業務軽減と効率化が図られます。このことにより児童生徒と向き合う時間が十分に確保でき、教育活動の質が改善されます。 ・学校給食費やその他学校諸費の徴収について、紙管理を基本としたアナログ手続きとなっているため事務が煩雑であり、保護者、学校の両者にとって負担となっています。				
取組内容	・教員を対象とした情報端末研修、ＩＣＴを活用した授業研修などを行うと共に、子どもの発達段階に応じた、各教科における情報端末、学習支援ソフト、デジタル教科書の活用を進めます。 ・また授業以外の場面におけるＩＣＴ活用推進（学活、クラブ活動）するため、放課後児童クラブへのＷｉ－Ｆｉ整備がＲ５年度に完了し、今後は児童生徒に対する情報モラル教育の徹底を図ります。 ・地域や家庭に向けての活用推進として、学校情報発信、保護者連絡、提出物のオンライン利用を進めます。 ・校務支援システムを活用し、帳簿作成等事務の負担軽減を図ります。 ・学校給食費やその他学校諸費の徴収手続きのペーパーレス化、デジタル化に取り組みます。				
期待される効果	・画像や動画を活用した、より分かりやすい学習の推進、児童生徒の授業への積極的な参加（個人の意見が発信しやすい環境）や個別最適な学び、協働的な学びの実現が期待されます。 ・オンライン遠隔授業の実現により、学校外との交流が増加します。 ・授業準備、保護者連絡、提出物集約、帳簿作成等の効率化が図られます。 ・学校給食費やその他学校諸費の徴収手続きのデジタル化により、保護者の支払い手続きが効率化するとともに、学校事務や教員の負担軽減が図られます。				
目標設定	市内の児童生徒が「ICT 機器を活用することが学習の役に立つ」と肯定的に評価する割合が、全国平均以上を目指す。（小６、中３全国学力学習状況調査 質問紙回答結果より）				
スケジュール	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
	・教員研修 ・活用ルール作成	・情報端末の持ち帰り検討	・持ち帰り本格化	・日常的な全児童生徒の端末持ち帰り ・端末の効果的な活用についての検討及び実施	
	・基本操作指導	・発達段階に応じた１人１台情報端末の本格的な活用 ・情報モラル教育の徹底			
	・校務支援システム、ＩＣＴを活用した事務の効率化				

²² １人１台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、資質・能力が一層確実に育成できる教育 ICT 環境のこと。

具体的な取組み	【１－１１】 利用しやすい公共交通の仕組みづくり				
担当部署	都市環境課、まちづくり課				
現状と課題	・コミュニティバスの運行状況が分かる「見附市コミュニティバスナビゲーションシステム」によりバスの位置情報を提供していますが、利用者が限られています。 ・またコミュニティバスについては、時刻表通りの運行についての改善要望が多くなっています。 ・現在の時刻表は各種公共交通毎に作成されているため、公共交通を乗り継ぐ場合の時刻や乗り継ぎ場所が分かりにくいことが課題です。				
取組内容	・乗り継ぎ経路や時刻の検索等のMaaS²³を構成する以下の要素の導入を検討します。 ①Webでの運行情報提供の改善：令和５年度に更新した「見附市コミュニティバスナビゲーションシステム」をコミュニティバス利用者に広く使用してもらえるよう周知を行います。 ②電子決済の導入検討：コミュニティバスへの電子決済導入を検討します。 ③GTF S²⁴データの整備：路線バス、コミュニティバス、デマンドタクシー等について、標準的なバス情報フォーマット（GTF S）に沿った公共交通データを一般に公開できるよう整備します。				
期待される効果	①「見附市コミュニティバスナビゲーションシステム」を令和５年度に更新し、自分の現在地から近いバス停を表示することができるほか、地図上でどこにバスがいるかを確認することができます。また、時刻表と比較した遅延情報などの運行状況も表示され、これまで以上に見やすく使いやすいものとなりました。 ②電子決済の導入により乗降時間を短縮し、定時制の向上が図られます。 ③インターネット等（Google、ジョルダン、ナビタイムなど）での経路検索がしやすくなり、各公共交通の乗り継ぎ改善が図られます。				
目標設定	コミュニティバス年間利用者数 R2年度末 160,381人 → R7年度 217,000人				
スケジュール	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
	①「見附市コミュニティバスナビゲーションシステム」の改善検討		①バスナビゲーションシステム更新	①バスナビゲーションシステム運用・利用周知	
	②電子決済の事例収集、導入検討				
	③GTF Sデータの整備、情報提供、オープンデータ化				

²³ Mobility as a Service の略。地域住民や旅行者一人ひとりのトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービス。

²⁴公共交通機関の時刻表とその地理的情報に使用される共通形式を定義したもの。

具体的な取組み	【２－１】ＡＩ技術等を活用した事務効率化、業務改善の促進				
担当部署	総務課				
現状と課題	・職員数が減少していく一方で、行政事務の範囲が広がっています。 ・業務完了のため時間外で作業するケースもあるほか、日常の業務に時間をとられ、新しい事業や創造的な取組みを行うための時間を確保することができない状況が多くみられます。 ・ＩＣＴ技術が進歩していく中で、本来はＩＣＴツールを活用すれば人が手で行う必要のない作業も、職員が時間をかけて手作業で行っている事例があります。				
取組内容	・ＲＰＡ、ＡＩ－ＯＣＲを活用することで、今まで人が手で行っていた作業をＩＣＴツールにより代替し、作業の自動化・省力化を行い業務時間の短縮を図ります。 ・定例業務のＲＰＡ化とＡＩ－ＯＣＲ対応を進めるとともに、新規事業においてはこれらの活用を前提に組み立てられるよう仕組みの周知を図ります ・また、突発的に発生する大量書類の読み取り、データ化業務については、積極的にＡＩ－ＯＣＲ対応を進め、事務効率を図ります。 ・令和５年度に定めた生成ＡＩ利用基準に基づき、セキュリティに留意しつつ生成ＡＩツールの利用拡大を進め、事務効率化を図ります。				
期待される効果	・業務効率化により、職員の作業負担を軽減し、単純作業に従事する時間が削減され、削減して得られた時間は創造的業務や市民対応など、付加価値の高い業務へ充てることが可能となります。 ・また、運用業務の拡大を検討することにより、前例踏襲に依らず従来の作業手順の見直しを行うことができ、事務改善につながります。 ・ＲＰＡ、ＡＩ関連技術を活用できる人材を育成することで、デジタル前提の視点から業務改善を促進して、業務効率化を行うための職員意識醸成が図られます。				
目標設定	ＲＰＡシナリオ作成数・ＡＩ－ＯＣＲ活用様式 累計数 Ｒ２年度末 ３５件 → Ｒ７年度 ８６件				
スケジュール	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
					
					
					

具体的な取組み	【２－２】職員の研修・育成による情報化社会に対応した人材育成				
担当部署	総務課				
現状と課題	・ＩＣＴ分野の技術進歩は非常に速く、社会情勢は目まぐるしく変化しており、今までとは視点を変えた情報化社会に適合する新しい施策を検討していく必要があります。 ・デジタルファーストが叫ばれている中で、ＤＸに対応することのできる職員、業務体制が求められています。また、業務の情報化にあわせてセキュリティにも配慮したかたちでの業務運用が必要となります。				
取組内容	・内部、外部の研修を利用して職員のＩＣＴスキルとセキュリティ意識、対応スキルの向上に取り組みます。 ・最新のＩＣＴツール、技術情報を庁内に提供することで職員のＩＣＴリテラシーの向上と、ＩＣＴを中心に据えた業務遂行を検討できるよう意識改革を図ります。				
期待される効果	・ＩＣＴ技術を活用して問題解決のできる職員の育成。 ・ＤＸ推進を行うことのできる職員と組織体制の構築。 ・セキュリティに対する意識、対応スキルをもった職員の育成。				
目標設定	庁内職員研修の実施 ２回／年（うち１回は特定個人情報に関する研修）				
スケジュール	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
	内部研修の実施・外部研修の活用				
	ＩＣＴツール、技術情報の庁内提供				

具体的な取組み	【２－３】多様な働き方が可能となるテレワーク（庁内）の推進				
担当部署	総務課				
現状と課題	・人々の働き方を取り巻く環境は変化しており、人口減少、労働力不足の観点から、男女問わず、人生の段階に応じた多様な働き方ができるよう、ワークライフバランスの実現が求められています。				
取組内容	・「自治体テレワークシステム for LGWAN」を継続利用しつつ、新システムへの移行も含め、より生産性の高いシステム運用の検討を行います。 ・電子決裁、チャットツールの利用によりテレワーク時の業務運用、コミュニケーション方法を意識してテレワーク時に即応できる体制を整えていきます。				
期待される効果	・テレワークにより、感染症による緊急対応や育児期の職員などが、自宅や離れた場所で勤務することができ、業務を止めない勤務体制を作ることができます。 ・時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方が実現され、ワークライフバランスの実現につながります。				
目標設定	・新型コロナ感染症による制限緩和後のテレワークの運用について指針を決定する ・日常的にビジネスチャットツールを活用する職員の割合 80%				
スケジュール	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度

具体的な取組み	【２－４】庁内のＩＣＴ化により、ペーパーレス・電子決裁・ＷＥＢ会議等の推進				
担当部署	総務課、会計課、議会事務局、企画調整課				
現状と課題	・従来の文書を中心とした業務の運用方法や、複数人数が１カ所に集まって対面で行う会議の実施については、ＩＣＴ技術の利用によって大きく効率化できる可能性があります。 ・特に、コロナウイルス感染症対策によってＷＥＢ会議はすでに当たり前のものとなっており、会議のために費やす準備や移動の時間は大きく削減されました。 ・分野を問わず業務のデジタル化が図られており、紙文書中心の業務はこれを推進するうえで妨げとなっています。 ・現在、庁内のネットワークが有線接続であるため、会議資料の印刷等が必須となっており、ペーパーレス化の妨げとなっています。				
取組内容	・さらなるペーパーレス化推進のため、文書管理システム導入に向けた検討を行います。 ・ＷＥＢ会議については手軽かつ頻繁に行えるよう利用環境の整備を進めます。 ・市議会の委員会等の会議にオンライン出席した際のルールを協議していく。 ・庁内ネットワーク（ＬＧＷＡＮ）の無線化に向けた検討を行います。				
期待される効果	・ペーパーレス・電子決裁は、電子上で業務を行うことにより紙の購入コスト、印刷・文書保存にかかるコストが軽減されるほか、決裁を待つ時間も短縮されて業務運用の効率化にもつながります。 ・ＷＥＢ会議の利用は移動等の会議にかかるコストを大きく削減でき、どちらもテレワーク実施環境の構築にもつながっていきます。 ・庁内ネットワークの無線化は、会議資料等の印刷コストの削減や議事録作成等の作業の効率化が期待されます。				
目標設定	文書管理・決裁システム導入に向けた検討				
スケジュール	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
	電子決裁システム導入	文書管理・決裁システム導入の検討			
	ＷＥＢ会議利用環境整備の検討		条例、規則の改正	無線化対応の予算化 オンライン出席のルールの協議、試験運用	端末・ネットワークの整備

具体的な取組み	【２－５】人事給与、勤怠管理における効率化の推進				
担当部署	総務課				
現状と課題	・人事台帳管理業務、給与事務については、正規職員、会計年度任用職員とも「人事給与システム」により業務を行っています。 ・正職員と会計年度任用職員では、給与制度や服務規程等において異なる点が多く、また制度の改正等も頻繁にあるため、システムを十分に活用して効率的に管理を行う必要があります。 ・また、勤怠管理については、押印による確認が必要な業務も多く、書類のやり取りに時間を要する業務も多数あります。				
取組内容	・人事給与システムにおいて、RPA、AI-OCRを活用して、正規職員の時間外勤務時間、会計年度任用職員の勤務時間等の入力作業の自動化・省力化を行い、業務の効率化を図ります。 ・また、システム以外の業務についても、RPA、AI-OCR導入による自動化、効率化できる業務の洗い出しを行い、業務改善に取り組みます。 ・勤怠に係る申請決裁等を効率的に行える方法については、システム導入も含め検討を行います。				
期待される効果	・業務効率化により、単純作業に従事する時間が削減され、人事台帳管理業務、給与事務作業の負荷軽減が図れます。 ・RPA、AI-OCR運用業務の拡大を検討することにより、前例踏襲に依らず従来の作業手順の見直しを行うことができ、事務改善につながります。				
目標設定	人事担当部署職員の時間外削減率 20%減				
スケジュール	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
	AI-OCR運用・RPA運用・導入業務の拡大				
	管理システム導入も含めた効率的な勤怠管理の方策の検討				

具体的な取組み	【２－６】業務の見直し（ＢＰＲ）の推進、基幹業務システムの最適化				
担当部署	総務課、市民税務課、健康福祉課、こども課など				
現状と課題	・国は、自治体が利用している基幹系情報システム（住民基本台帳、地方税、社会保障等）の標準仕様を策定し、システムの標準化を進めています。自治体は令和７年度までに、ガバメントクラウドを利用して国が用意する標準準拠システムに移行することが求められています。標準準拠システムは基本的にカスタマイズなしでの導入となることから、現行システムで運用している業務の流れを標準準拠システムにあわせて見直す必要があります。 ・限られた経営資源（ヒト・モノ・カネ）で、これまで以上に高まる行政需要に的確に対応する必要があり、デジタル化の実現に向けた環境整備として、行政手続きにおける、書面・押印・対面による規制の抜本的な見直しが急務となっています。 ・令和４年度に窓口支援システム（書かない窓口）が導入され、市民、職員の双方にとって利便性が向上しました。				
取組内容	・国が策定する標準仕様と現行運用システム仕様との違いを分析して、標準準拠システムにスムーズに移行できるよう準備を進めます。仕様についてギャップがある部分は、該当業務フローを確認して、職員・市民に負担なく安定した業務運用が行えるよう見直しを行います。 ・行政への手続きにおいて、書面・押印・対面となっている業務に対して、見直しを行い、システム化しやすい環境整備に取り組みます。 ・ＢＰＲの視点も含めながら、従来のやり方にこだわらずにシステム移行後の最適な業務フローを検討します。				
期待される効果	・標準準拠システム移行の準備と、システムを利用して行う最適な業務フローの構築により、事務効率の改善が期待されます。 ・業務の見直しやマニュアル作成により、簡潔な事務フローや誤りを未然防止できる体制整備が図られます。また、市民にとっても負担のない窓口が構築されサービスの向上が図れます。				
目標設定	標準準拠システムの稼働開始				
スケジュール	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
	標準仕様と現行システム機能の比較・確認、およびシステム移行完了				
	業務の見直し（ＢＰＲ）、システム利用時の最適な業務フローの検討				
	窓口業務支援システム構築		システム運用開始		
	窓口業務見直し、最適化				

具体的な取組み	【２－７】ビッグデータ等の情報分析を活用した政策立案（ＥＢＰＭ）の推進				
担当部署	企画調整課、総務課				
現状と課題	・これまで健康施策において、医療費や介護費などのビッグデータを分析し、客観的な証拠に基づく政策立案（ＥＢＰＭ）を行い、事業の効果や必要性を示してきました。 ・令和５年度に施行した個人情報保護制度に基づき、統一の基準で取り扱うようになりました。市としても国の統一の基準に沿った対応が求められます。				
取組内容	・保有するデータを課・局横断的に活用するなど、市が保有するビッグデータの利活用を推進することで、効果的な政策立案、業務の効率化、住民サービスの向上等に取り組めます。 ・これまで紙による申請書類などをデータ化するため、生成ＡＩ、ＡＩ－ＯＣＲなどの活用を積極的に進めます。 ・統計データやＧＩＳ（地図情報システム）等を活用したデータを政策立案につなげられるようデータ加工スキルや分析のノウハウを学ぶなど、人材育成に努めます。 ・特に、統合型ＧＩＳシステム更新に伴い、地図情報を政策立案やまちづくりに活用できるよう職員スキル向上に努めます。				
期待される効果	・データ活用により市民ニーズの充足と地域課題の解決が図られることが期待されます。 ・データ分析に基づく政策立案やリスクマネジメント等により、まちづくりに生かした効果的な事業化・高度化が可能となります。				
目標設定	・データ利活用、分析に関する研修開催回数（２回／年）				
スケジュール	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
	医療・介護費データ分析の推進				
	個人情報保護に関する法改正（ルールの一斉化）への対応				
		統合型ＧＩＳシステムの更新・利活用の推進			

具体的な取組み	【２－８】統合型GIS等による地図情報の活用推進				
担当部署	企画調整課、建設課、上下水道局、農林創生課、市民税務課など				
現状と課題	・平成24年度に要支援者台帳と地図情報を管理・運用するため統合型GISを導入し、その後、全庁的に公共施設やバス停等の位置情報をマッピングするなど活用を広げ、また人口分布と重ねるなどし、政策立案や事業計画などに活用してきました。 ・令和4年度に統合型GISをはじめとした庁内横断的な最適化検討を行い、利用環境をL G W A N - A S P方式を統一する等、GIS環境のリニューアルを行いました。 ・今後は、各分野の地図情報を統合型GISでとりまとめ、施策検討や事務効率化などに活用できるようにしていく必要があります。				
取組内容	・管理・運用してきた位置情報の充実を図り、政策立案や計画策定に活用できるよう、また、新人職員等でもGISを操作することができるように定期的な利活用研修を行います。 ・市民や事業者向けに地図情報を公開する公開型GISの内容を充実化させるためにも統合型GISの定期的なメンテナンスが必要です。				
期待される効果	・これまで紙台帳などにより行っていた業務が、デジタル化されることにより、事務が軽減され、継続的な管理・運用が可能となります。 ・各業務で保有していた位置情報や地図情報等の共有が一層図られ、政策や計画策定などのまちづくりへの活用が期待されます。 ・統合型GISを適切に管理することで、公開型GISのサービス向上につながります。				
目標設定	令和7年度中に、位置情報（オープン地図情報）の公開レイヤー 70 件				
スケジュール	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	統合型GIS 最適化の検討 位置情報公開の 最適化の検討	新シス テムの 選定・ 構築	統合型GISシステムの運用 公開型GISシステムの運用		

具体的な取組み	【２－９】ＩＴ調達の適正化				
担当部署	総務課				
現状と課題	・これまでのＩＴ機器の調達については、担当課が主体で実施することが多く、重複した機能を持つシステムの導入や、他部署のシステムを知らずに有効活用できていないケースがありました。 ・システム調達については庁内の状況を把握した上で、適切な調達を行う必要があります。 ・また最適な製品の選定、システムコストの削減を考慮して適正な調達を行う必要があります。				
取組内容	・統合可能なシステムの整理の検討と、他部署でも活用可能なシステムの横展開を行い、費用削減と情報連携による業務効率化を図ります。 ・統一的なシステム調達にかかる指針の整備を検討し、システムの導入・運用等に係る費用の最適化を図ります。				
期待される効果	適正な調達、システム整理によるＩＴコストの削減				
目標設定	情報システム調達にかかる作業の基本処理フローとマニュアルの作成				
スケジュール	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
	情報システムの整理と横展開の検討				
スケジュール					
	システム調達にかかる指針整備の検討				

具体的な取組み	【３－１】誰もが使えるインターネット環境の推進				
担当部署	企画調整課、総務課、まちづくり課				
現状と課題	・新型コロナの影響により、家庭、公共施設、店舗等で通信環境の整備が進みました。 ・社会情勢の変化に合わせ、市では通信環境未整備世帯のインターネット整備にかかる費用の支援を行い、家庭でのインターネット環境の普及・促進に取り組み、ほとんどの世帯で通信環境が整備されました。 ・ＩＣＴ技術の進展に伴い、引き続き、どこでもインターネットを利用しやすい環境が求められています。				
取組内容	・現在、２４の公共施設で公衆無線ＬＡＮ（公共Ｗｉ－Ｆｉ）を無料で利用することができます。公共サービスとして通信環境、セキュリティ対策等、適切にメンテナンスする必要があります。 ・公衆無線ＬＡＮを整備するだけでなく、新型コロナの影響により高まっているテレワーク需要や災害時の避難所等、様々な用途で応えられるような環境を提供し、広くＰＲしていく必要があります。 ・新たに整備される公共施設については公衆無線ＬＡＮの整備を積極的に検討していく必要があります。				
期待される効果	どこでもインターネットにつなぐことが可能になり、今後さらに進むインターネット社会に対応できる。				
目標設定	・公衆無線ＬＡＮの維持と利用しやすい環境の提供、ＰＲ ・新たに整備する公共施設のＷｉ－Ｆｉ環境の整備推進				
スケジュール	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
	家庭への通信環境整備支援				
	公衆無線ＬＡＮの維持と利用しやすい環境の提供、ＰＲ				
	新たに整備する公共施設のＷｉ－Ｆｉ環境の整備				

具体的な取組み	【３－２】移住定住や多様な働き方に対応したテレワーク環境の推進				
担当部署	地域経済課				
現状と課題	・コロナ禍を契機に、リスク分散や働き方改革等の観点から、都市部を中心にリモートワーク等の新しい働き方が広がりつつある半面、当市のような小規模な地方都市では、リモートワークを前提としたコワーキングスペース²⁵等の設置要望や相談は寄せられておらず、ニーズの詳細も把握できていません。 ・これらの新たな就労形態は場所、時間、仕事量等の自由度を高める可能性があるほか、テレワークを利用したアウトソーシング²⁶のシェア拡大やこれに伴う雇用の増進が期待されます。また、シェアオフィス等の新たな事業空間や派生事業の進展は景況改善や空き家活用、賑わいの増進につながります。 ・今後の就労情勢を注視して展開を見極めながら、次のように課題を整理し、適時対応にあたります。 ①ニーズ全般の把握、明確化 ②社会構造を含めた地域特性を考慮した状況把握、分析 ③展望予測や環境整備等の要否判断				
取組内容	(1) 事業者への聞き取り等によりテレワークのニーズ等の把握に努め、状況に応じて民間への補助や施設整備を検討します。 (2) 多様で柔軟な働き方の推進に取組みます。テレワークを希望する潜在的なニーズの掘り起し、人材育成を行い、市内でのテレワーク機運の醸成を図ります。				
期待される効果	・多様で柔軟な働き方の推進によりテレワークへの気運の醸成が図られるとともに、ＵＩターンや移住に対する抵抗感を和らげる効果が期待されます。 ・アウトソーシングのシェア拡大等が生じた場合、雇用や請負の増進が期待されるほか、就労自由度が高まり、子育て世代等の就労拡大やＱＯＬ向上が期待されます。				
目標設定	・情勢の把握、テレワーク推進の取組みをすすめる、住民意識の醸成を推進				
スケジュール	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
	①ニーズ全般の把握、明確化 ②社会構造を含めた状況把握、分析 ③展望予測や整備の要否判断				
	テレワーク環境整備 ①～③を総合的に考慮し、適時判断、施策化				
	テレワークを希望する潜在的なニーズの掘り起し、人材育成				

²⁵ 複数の企業・個人で共有するオフィス。

²⁶ 企業が自社の業務を外部の専門業者などに委託すること。技術やノウハウを持たない企業でも、外注することで、専門性の高い業務や新規事業などに進出することが可能になる。

具体的な取組み	【３－３】防災・減災のためのＩｏＴ、ＩＣＴの活用				
担当部署	企画調整課、農林創生課、消防本部、建設課				
現状と課題	・訓練で川の状況や道路冠水状況、職員の登庁可否等を報告する場合に、写真や位置情報の共有が可能なデジタルチャットツールを試行的に活用しています。今後、災害時にも有効的に活用できるよう、デジタルチャットツールのメリット、デメリット等を整理するとともに、運用方法等を定め、全庁的に周知する必要があります。 ・避難所において、Ｗｉ－Ｆｉ環境やタブレット端末の整備が進んでいます。また、避難所の混雑状況を周知できるシステムも整えており、今後、運用方法等を定め、実効的なものとする必要があります。 ・防災重点ため池に危機管理型水位計を設置し、運用方法を決めました。今後、実際に水位を監視していく中で、運用方法を改善していく必要があります。				
取組内容	・訓練で全庁的にデジタルチャットツールを活用するとともに、アンケートを行うなどしてよりよい活用方法について検討を行い、災害時に迅速かつ的確に連絡や報告ができる体制の強化を図ります。 ・避難所混雑周知システムの運用方法を定めて訓練を行い、有事の際に運用できる体制を整えます。 ・積雪深自動観測システム（積雪深センサー）の導入について検討・運用を行い、除雪出動判断の省力化を図ります。				
期待される効果	・災害警戒時や災害時の正確かつ効率的な連絡、監視体制が確立されます。				
目標設定	マニュアル等を整備する 訓練回数 １回／年				
スケジュール	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
	各システム運用方法、体制の確立と改善				
	防災重点ため池に設置した危機管理型水位計の管理・運用				
	訓練と実践による現場担当者の習熟				
	積雪深自動観測システムの導入検討・運用				

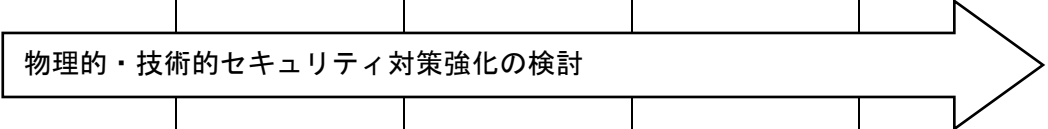
具体的な取組み	【３－４】緊急情報発信におけるＩＣＴ活用				
担当部署	企画調整課、総務課、都市環境課、健康福祉課、学校教育課など				
現状と課題	・令和５年１１月の情報配信システム更新に伴い、緊急情報のメール配信と同時に固定電話へ自動架電するサービスや、市公式ＬＩＮＥやＸ(旧 Twitter)等に自動連携することが可能になりました。 ・緊急時、誰一人取り残すことなく守るため、市民に緊急情報メールやＬＩＮＥ、緊急情報電話サービスへの登録を継続的に促し、緊急情報の受信者数を増加させる必要があります。				
取組内容	・防災訓練やクマ情報の発信等で実際に使用することで、市民への周知につなげます。 ・町内回覧や広報みつけに登録を呼びかける記事を掲載するなどして周知に努めます。 ・転入時に緊急情報メール登録のチラシを市民税務課窓口で配布し、登録案内を行います。また、高齢者等の希望者に対しては、窓口で登録補助をするなどサポートを行い、広く利用してもらえるよう取り組みます。 ・外国人住民にも緊急情報を発信することができるよう、商工会と協働し、外国人住民の職場で緊急情報メール登録のチラシを配布します。				
期待される効果	・従来よりも市民が様々な手段で、緊急情報を受信できます。 ・職員の情報発信にかかるワークフローが改善され、迅速に情報収集や次の対応へ移行することができます。				
目標設定	令和７年度まで、緊急情報メールの登録者数 11,700 件 令和７年度まで、緊急情報電話サービスの登録者数 100 件				
スケジュール	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度

具体的な取組み	【３－５】気軽に相談できる体制づくり				
担当部署	企画調整課				
現状と課題	・ これまでも公民館での市民講座などでスマートフォンやパソコン教室を実施していますが、急速なデジタル化に対応するため、スマートフォン教室やデジタル講座の拡大が必要です。 ・ スマートフォンによる申請や予約の機会が増えるなど社会環境が進む中、持っていない、または操作に不慣れな市民に対して、操作や設定について気軽に相談できる場が必要です。				
取組内容	・ 市民が気軽に相談できる窓口の開設など、スマートフォン操作や設定などの不安を取り除くことにより、スマートフォン保有の普及・促進を図ります。 ・ その他、民間事業者と連携し、地域コミュニティや公民館などでスマートフォンに不慣れなシニア向けの講座等を実施し、情報格差是正に取り組んでいきます。 ・ 多くの人が集まる施設や地域など、幅広く相談や講座が実施できる環境づくりを進めます。				
期待される効果	・ ＩＣＴを活用して、必要な人が、必要な時に、一人ひとりのニーズに合った情報を適時・的確な形で受けられる社会への対応。 ・ スマートフォンに不慣れなシニア世代の不安を取り除き、電子申請を始めとした日常生活におけるデジタル化の恩恵を広く受けられることが期待されます。				
目標設定	・ 「個人での携帯電話の普及率」Ｒ２：89.8%→Ｒ７：94%以上 ・ 「ＩＣＴ（情報通信技術）の整備状況や体制満足度」Ｒ２：52%→Ｒ７：52%以上				
スケジュール	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
	スマートフォン講座などの開催や内容の充実 気軽に相談できる相談窓口の整備				

具体的な取組み	【３－６】地域における学習環境づくりの推進				
担当部署	まちづくり課				
現状と課題	・人生において必要な時に必要な学びを通じ成長し、心身の健康を保ちながら活動できることが求められています、特に時間的・空間的な制約を超えた学びや交流など、新しい技術を活用した学びや交流の取組みを充実・発展させていくことが求められています。 ・地域における豊かな学びや交流を推進するためには多様な主体が連携・協働することが求められています。				
取組内容	・デジタルデバイド解消のため、社会教育施設やふるさとセンターでのＩＣＴリテラシー向上の学習機会を充実させます。 ・社会教育施設やふるさとセンターにおけるＩＣＴ学習会で、地域人材の活用や企業との協働等により、創意工夫を凝らした取組みを進めます。 ・ＩＣＴツールによる連絡方法や申込方法を取り入れ、学習機会への参加促進を図ります。				
期待される効果	新しい技術を活用した「オンラインによるもの」と「対面によるもの」の組み合わせにより、学びや交流が更に豊かなものになります。				
目標設定	Ｒ７ 市内各地域でのスマートフォン講座、公民館などでの学習機会の開催				
スケジュール	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
	市民のＩＣＴリテラシー向上のためスマホ教室、公民館などでの学習機会の充実				
スケジュール					
	デジタル支援の講師としての人材育成を推進				

具体的な取組み	【３－７】情報セキュリティポリシーの適切な運用				
担当部署	総務課				
現状と課題	・ＩＣＴ分野の技術進歩とネットワーク・システム等の利用形態の変化は日々目まぐるしく更新されていく一方、併せてセキュリティインシデント²⁷の脅威も大きくなっています。 ・このような状況に対応していくために、適切な情報セキュリティポリシーの策定と運用が必要となります。				
取組内容	・総務省のガイドラインに基づき情報セキュリティポリシーの見直しを適切に行います。 ・国のガイドライン改定後は速やかに対応を行なうほか、ガバメントクラウド移行などの業務運用環境が変化した際は適宜見直しを行なっていきます。 ・また、ポリシーにそって適切にＩＣＴ機器・情報資産の運用が行われているかどうか、定期的に状況を確認します。 ・情報セキュリティポリシーの理解を深め、遵守できるよう職員の意識向上を図ります。				
期待される効果	・適切に定めた情報セキュリティポリシーに沿って正しく業務運用を行うことで、ＩＣＴ機器・情報資産をセキュリティインシデントの脅威から守ることができます。				
目標設定	毎年、情報セキュリティポリシー運用・ＩＣＴ機器・情報資産運用状況の確認を行う。 見附市情報セキュリティポリシーを、最新の技術環境に適用できるものに更新する。				
スケジュール	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度

²⁷ マルウェアの感染や不正アクセス、あるいは機密情報の流出など、セキュリティ上の脅威となる事象を指す。

具体的な取組み	【３－８】物理的・技術的セキュリティの強化				
担当部署	総務課				
現状と課題	・インターネット、情報通信機器等の普及が進む中で、情報セキュリティの脅威が広がっています。 ・複数の自治体ではホームページの偽サイトがインターネット上に公開されるなど、被害報告がされています。 ・また、サーバーやパソコンなどのシステムに対し、様々な手段を用いて、データを抜き取る、改ざんする、システムを破壊するなどサイバー攻撃への被害が増えています。 ・情報資産の重要度も増しており、機密性、完全性、可用性の確保は安定した業務運用には不可欠なものとなっています。				
取組内容	・機密性、完全性、可用性より高いレベルで確保できるよう、暗号化や監視システムの採用などセキュリティ強化のための対策を検討していきます。 ・稼動しているシステムやサーバー、パソコンの脆弱性を定期的に確認し、OSやソフトウェアに必要なアップデートを遅滞なく適用します。				
期待される効果	情報資産の機密性、完全性、可用性の確保することで、安全で安定した業務運用を行うことができます。				
目標設定	情報セキュリティインシデント件数 0件				
スケジュール	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
	物理的・技術的セキュリティ対策強化の検討 				

具体的な取組み	【３－９】市民ニーズ・普及率等の把握による適切なデジタル化の推進				
担当部署	企画調整課				
現状と課題	・社会情勢、ニーズの変化により、様々なデジタルテクノロジーが急速に進展し、市民生活へ変化をもたらしています。生活の豊かさを実感でき、快適に暮らせるデジタル未来社会のまちづくりに向け計画を推進するにあたり、基礎となる市民ニーズや地域課題を年代や地域、市民一人ひとりの生活環境を意識し詳細に把握し、迅速に対応する必要があります。 ・また、新たな技術の進展により変化していく市民環境を都度正確に捉え、各施策への反映が必要となります。				
取組内容	・デジタル化推進に関する市民アンケート調査の実施を行い、適切な対応を行います。 ① まちづくり市民アンケート (ＩＣＴ(情報通信技術)の整備状況や体制の満足度) ② インターネット環境・デジタル化に関するアンケート (デジタル化に関する市民ニーズ・活用状況、ＩＣＴ環境普及率等に関する調査) ・前述のアンケート調査結果から、「見附市ＩＣＴ推進計画」各施策の取組みが進められるよう、ニーズや必要性の高い取組みを優先的に推進します。				
期待される効果	・各施策体系への市民ニーズ反映による市民満足度の向上が期待されます。 (行政事務のサービス向上、市民のＩＣＴリテラシーの向上、デジタルデバイドの解消)				
目標設定	・ＩＣＴ(情報通信技術)の整備状況や体制満足度 R2:52%→R7:52%以上 ・インターネット通信環境の世帯普及率 R2:94%→R7:100%				
スケジュール	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度

「まちづくり市民アンケート」、「インターネット環境・デジタル化に関するアンケート」の実施

市民ニーズ及び課題の「見附市ＩＣＴ推進計画」各施策への反映

參考資料

用語説明

	用語	解説
	5 G	携帯電話等の通信において、現在の第 4 世代移動通信システム（4 G）の約 1,000 倍の高速大容量の通信速度を持つ次世代の移動通信システム。
A	A I－O C R	手書きの書類や帳票の読み取りを行い、データ化する OCR へ AI を活用する技術のこと。
B	B P R	Business Process Re-engineering の略。業務の実態を事実に基づいて把握し、日ごろ意識しない原因・問題を出した上で、業務プロセス全体を再構築すること。
C	C I O	Chief Information Officer（最高情報責任者）の略。事業活動における ICT の導入・利活用を進める役割を担う。
D	D X	Digital Transformation（デジタルトランスフォーメーション）の略。デジタル技術の導入と浸透により企業や行政などの組織や活動、あるいは社会の仕組みや在り方、人々の暮らしなどが根本的に変革すること。
E	E B P M	Evidence Based Policy Making の略。統計や業務データなどの客観的な証拠に基づく政策立案のこと。
	e－J a p a n 戦略	全ての国民が情報通信技術を活用できる環境を整えることを骨子として日本政府が 2000 年に策定した、日本型 I T 社会の実現に向けた構想のこと。
G	G I G A スクール構想	1 人 1 台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、資質・能力が一層確実に育成できる教育 ICT 環境のこと。
	G T F S	公共交通機関の時刻表とその地理的情報に使用される共通形式を定義したもの。
H	H P	Home Page（ホームページ）の略。企業・個人などのウェブページで、最初に閲覧されることを意図したページ。
I	I C T	Information and Communications Technology（情報通信技術）の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指す。かつては I T（情報技術）と呼ばれていたが、コミュニケーションの比重が大きくなった近年では I C T という言い方が定着している。
	I o T	Internet of Things（モノのインターネット）の略。自動車、家電、ロボット、施設等あらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというコンセプトを表した言葉。
M	M a a S	地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービス。
P	P D C A サイクル	Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）という流れを繰り返し行うことで業務の改善・向上を目指す手法。
R	R P A	Robotic Process Automation の略。人が設定した手順に従ってパソコンを使った事務処理を行う技術。

	用語	解説
S	S o c i e t y 5.0	狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続くわが国が目指すべき未来社会の姿として提唱されたもの。ICT を最大限活用し、新たな価値創出に取り組む社会。
	SWC	Smart Wellness City (スマートウエルネスシティ) の略。我が国が直面する超高齢・人口減少社会によって生じる様々な課題を克服するため、「健幸(身体面の健康だけではなく、人々が生きがいを感じ、安心して豊かな生活を送れる状態)」をこれからのまちづくりの基本に据えた政策を連携しながら実行する、持続可能な新しい都市モデルのこと。
	S N S	Social Networking Service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) の略。登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービス。
U	U I / U X	U I は User Interface (ユーザーインターフェース) の略で、ユーザーが見たり触れたりして接する部分のこと。U X は User eXperience (ユーザーエクスペリエンス) の略で、ユーザーがサイトや製品、サービスなどを通じて得られる体験や経験のこと。
ア	アウトソーシング	企業が自社の業務を外部の専門業者などに委託すること。技術やノウハウを持たない企業でも、外注することで、専門性の高い業務や新規事業などに進出することが可能になる。
	アクセシビリティ	高齢者や障がい者、また異なる情報端末やソフトウェアにおいても、情報を取得あるいは発信でき、機器、サービスを円滑に利用できること。
ウ	ウェルビーイング (Well-being)	身体的、精神的に健康な状態であるだけでなく、社会的、経済的に良好で満たされている状態にあることを意味する概念。国では、従来の GDP などの客観指標に加えて、ウェルビーイングに関する主観指標を取り込んだ政策の立案や評価を進めている。
オ	オープンデータ	機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータ。
カ	ガバメントクラウド	政府の情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービスの利用環境のこと。
	ガラケー	ガラパゴス携帯の略。マルチタッチ式のスマートフォンに対し、従来からあるボタン式の携帯電話を指す。
	官民データ活用推進基本法	官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境を実現することを目的に国が制定した法律。
ク	クラウド	ユーザーが大規模なインフラやソフトウェアを持たずとも、インターネット上で必要に応じてサービスを利用できる仕組み。
コ	コネクテッド・ワンストップ	民間サービスを含め、複数の手続・サービスがどこからでも一か所で実現することを原則とする考え方のこと。
	コワーキングスペース	複数の企業・個人で共有するオフィス。
シ	情報セキュリティポリシー	企業や組織において実施する情報セキュリティ対策の方針や行動指針のこと。

	用語	解説
セ	セキュリティインシデント	マルウェアの感染や不正アクセス、あるいは機密情報の流出など、セキュリティ上の脅威となる事象を指す。
	生成ＡＩ	プロンプトと呼ばれる命令文に応じて文章などのコンテンツを自動作成することができる人工知能（ＡＩ）。
チ	チャットボット	「対話（chat）」する「ロボット（bot）」の２つを組み合わせた言葉。チャット上での人の問いかけに自動で答えを返すプログラム。
テ	デジタルデバイド	情報格差のこと。年齢・身体・社会的条件等によって、インターネット等のＩＣＴを使いこなせる人と使いこなせない人との間に生じる格差。
	デジタルファースト	デジタル技術を徹底的に活用し、デジタル処理を前提としたサービス設計を行うこと。
	デジタル田園都市国家構想	「デジタル実装を通じて地方が抱える課題を解決し、誰一人取り残されずすべての人がデジタル化のメリットを享受できる心豊かな暮らしを実現する」という構想。
ト	統合型ＧＩＳ	地方自治体で使用する地図データのうち、複数部署（都市計画、道路、下水道、農地、固定資産など）が利用するデータ（道路、街区、建物、河川など）を共用できる形に整備し、統合して維持管理することで、庁内横断型のデータ共用を可能にする仕組み。
ヒ	ぴったりサービス	マイナポータルにて、子育て・介護・被災者支援の分野に限らず、あらゆる分野の手續のオンライン申請実現に活用できるシステム。
マ	マイナポータル	マイナンバー制度の導入により新たに構築した、国民一人ひとりがアクセスできるポータルサイト。自己情報表示機能、プッシュ型サービス等を提供する基盤であり、様々な官民のオンラインサービスを利用できる。
リ	リテラシー	ある分野に関する知識やそれを活用する能力。
ワ	ワンスオンリー	一度行政機関が提出を受けた情報は、原則再度の提出を求めない仕組みのこと。

見附市ＩＣＴ活用推進計画

令和６年１０月 ver1.4 改定

令和３年９月 ver1.0 策定

令和４年９月 ver1.1 改定

令和５年９月 ver1.2 改定

令和６年３月 ver1.3 改定

発行 新潟県見附市

編集 見附市企画調整課総合政策室・総務課情報管理係

〒954-8686

新潟県見附市昭和町２丁目１番１号

TEL：0258-62-1700 FAX：0258-63-1006

e-mail：kikaku@city.mitsuke.niigata.jp